



神奈川県

KANAGAWA

令和2年度 国の施策・制度・予算に関する提案

令和元年5月
神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

現在、わが国では、超高齢社会の進行に伴う医療・介護需要の大きな伸びが、医療・介護施設や人材の不足を招くとともに、社会保障費の大幅な増加につながっており、地方自治体の財政に大きな影響を与えています。

そうした中で、本県は、超高齢・人口減少社会における課題を乗り越えるため、「未病」の改善による健康・長寿社会の実現やコミュニティの再生による「笑いあふれる100歳時代」に向けた取組を進め、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を目指して、これまでの県の施策を発展的に推し進めているところです。

併せて、こうした施策展開を可能とする財政基盤を確立するため、これまでも人件費の抑制や県債の発行抑制など財政健全化に取り組んできたところですが、義務的経費が8割を超える硬直化した財政構造は改善しておらず、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

また、本県では、「プラごみゼロ」などSDGsの推進に向けた様々な取組や、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を強力に推進していますが、これは、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題でもあります。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、令和2年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和元年5月

神奈川県知事 為岩祐治

目 次

I 地方税財政制度	
1 地方税財政制度の改革	1
II S D G s	
2 S D G s の推進	3
III エネルギー・環境	
3 分散型エネルギーシステムの構築	5
4 資源循環の推進	7
IV 安全・安心	
5 防災・減災、国土強靱化対策の推進	9
6 基地対策の推進	15
V 産業・労働	
7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進	19
8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し	21
VI 健康・福祉	
9 健康・長寿社会の実現	23
10 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	30
11 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し	35
VII 教育・子育て	
12 子ども・子育て応援社会の推進	37
VIII 県民生活	
13 拉致問題の早期解決	40
14 ヘイトスピーチ対策の推進	42
IX 県土・まちづくり	
15 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上	43
16 県営住宅の健康団地への再生	47
参考1 提案事項 府省別一覧	49
参考2 提案事項 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 関連項目一覧	51

I 地方税財政制度

1 地方税財政制度の改革

1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現

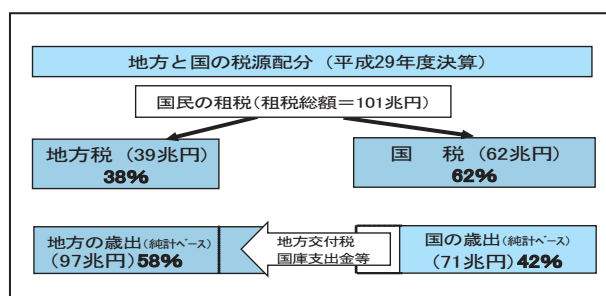
【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

地方の仕事量に見合った税源を確保すること。そのために、消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲などにより、**税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化**を図ること。

◆現状・課題

地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。



◆実現による効果

税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ることにより、地方自治体が、**地域の実情に即した施策を自主的・自立的に行うことが可能となる。**

（神奈川県担当課：総務局税制企画課）

2 地方一般財源総額の確保・充実

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

地方が責任をもって、地方の実情に沿った行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画に的確に反映し、**安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実**すること。

特に、地方の固有財源である地方交付税については、**法定率の引上げを含む更なる見直しにより、総額を確保**すること。

◆現状・課題

近年、国の予算総額は社会保障関係費の増などにより増加傾向にあるが、一方、地方財政計画の歳出総額は過去のピーク時からほとんど増加しておらず、地方は増加する社会保障関係費の財源を給与関係経費や投資的経費の削減により捻出している。そのため、地方財政計画に地方の財政需要を的確に積み上げ、地方一般財源総額を確保するだけでなく、**充実させる必要がある。**

◆実現による効果

地方一般財源総額の確保・充実により、地方自治体は**安定的な財政運営を行うことができる。**

（神奈川県担当課：総務局財政課）

3 臨時財政対策債の廃止

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから、期限である令和元年度をもって廃止し、本来の姿である地方交付税に還元すること。

また、令和元年度においても、財政力の高い団体に対し、過度に配分されている算定方法の更なる見直しを行うこと。

さらに、既往の臨時財政対策債の元利償還金について、償還財源を確実に別枠として確保すること。

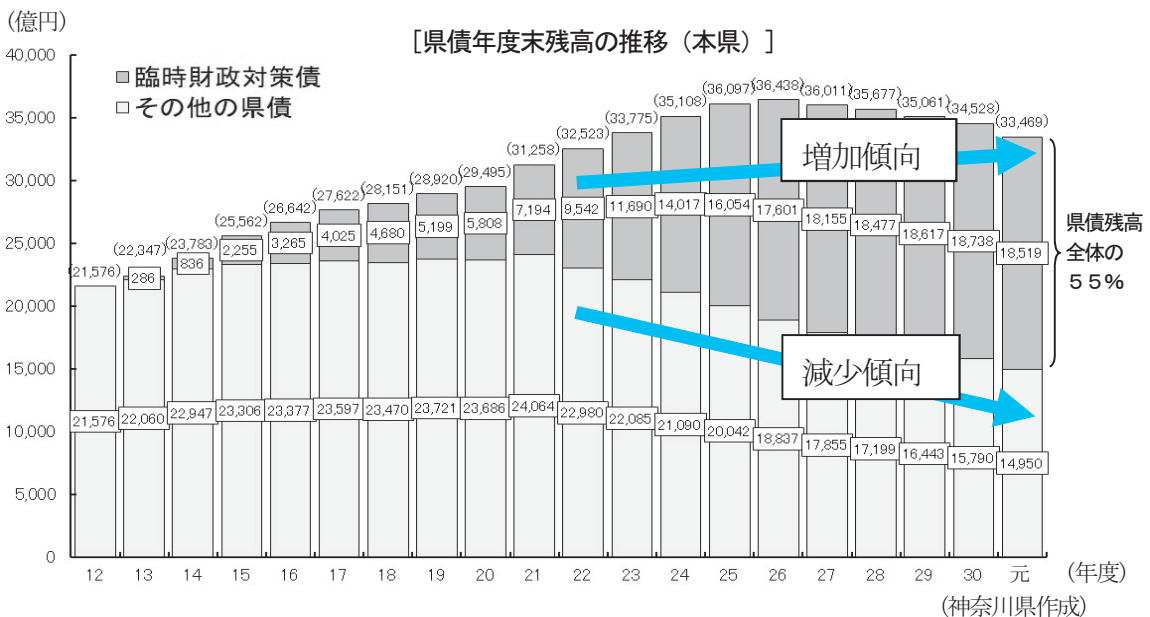
◆現状・課題

本県では臨時財政対策債を除く県債残高は、長年の発行抑制の取組から減少に転じているが、臨時財政対策債は大量発行を余儀なくされ、残高は増加傾向にあり、県債残高の半分を超え財政の硬直化をまねいている。

また、臨時財政対策債は、財政力指数の高い団体に過度に配分[※]されている。加えて、政令市を抱える団体の場合、県費負担教職員制度の見直し後、財政規模に対する残高の割合が高まっている。

さらに、地方財政計画では既往の臨時財政対策債の元利償還金については新たな臨時財政対策債の発行により行っていることから、償還財源を確実に別枠で財源措置を講じる必要がある。

※本県令和元年度当初予算における本来地方交付税で措置される額に対する臨時財政対策債の割合：54%



◆実現による効果

臨時財政対策債の廃止や算定方法の見直しにより、臨時財政対策債の新規発行が抑制され、県債残高の減少及び公債費負担の軽減が図られる。

（神奈川県担当課：総務局財政課）

II S D G s

2 SDG sの推進

1 地方創生に向けたSDG sの推進

【提案内容】

提出先 内閣府、外務省

地方からSDG sを推進し、地方創生を目指すため、93自治体の賛同により発表した「SDG s日本モデル」宣言を、地域における行動指針として「SDG sアクションプラン」に位置付けるなど、全国の自治体に賛同が広がるよう取り組むこと。

また、今後も「SDG s未来都市」を拡大し、SDG sに取り組む自治体を後押しする施策を充実すること。

◆現状・課題

本県では、2012年3月に策定した県の総合計画「かながわグランドデザイン基本構想」の基本理念に、「いのち輝く神奈川」を掲げ、総合的に施策を連環させて展開している。SDG sの理念は、本県がこれまで進めてきた「いのち輝く神奈川」の取組とまさに軌を一にするものであり、現在、本県では総合計画とSDG sを一体的に推進している。

また、2018年6月には、本県の先進的な提案が評価され、29の「SDG s未来都市」及びそのうち10の「自治体SDG sモデル事業」の両方に都道府県として唯一選定された。



本年1月には、企業・団体、学校・研究機関、住民等と連携を進め、地域からSDG sを発信するため、同じく「SDG s未来都市」及び「自治体SDG sモデル事業」の両方に選定された横浜市、鎌倉市との共催により「SDG s全国フォーラム2019」を開催した。当該フォーラムでは、地域からのSDG sの取組をリードし、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を、93の自治体の賛同により「SDG s日本モデル」宣言として発表するなど、SDG s推進の機運の盛り上げを図ってきた。

SDG s推進の機運が盛り上がりを見せる中、広く全国の自治体によるSDG sの取組を進め、地域が抱える人口減少・超高齢化などの社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けては、「SDG s日本モデル」宣言を「SDG sアクションプラン」に位置付けるなど、全国の自治体に賛同の輪を広げることが不可欠である。

また、国においては、「SDG s未来都市」及び「自治体SDG sモデル事業」を選定することなどにより、全国の3割の自治体でSDG sの取組が実施されるよう普及促進していくとしてい

る。地方からSDG sを推進し、地方創生を目指すためには、まだまだ不十分であり、SDG sが目標としている2030年に向けて、今後もSDG sに取り組む自治体を拡大していくとともに、施策の充実・強化が不可欠である。

一方、「SDG s未来都市計画」の策定や次年度の地域再生計画の策定など、類似書類を提出することによる過度な事務負担が自治体に発生していることから、提出書類を一本化するなど、柔軟な対応が必要である。

【「SDG s未来都市」及び「自治体SDG sモデル事業」に係る主な手続】

時 期	内 容
2～3月	・「SDG s未来都市」及び「自治体SDG sモデル事業」に係る提案書類作成
6月	・「SDG s未来都市」及び「自治体SDG sモデル事業」選定
7～8月	・SDG s未来都市計画策定 ・地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業）の申請
12～1月	・地方創生推進交付金実施計画の作成・申請 ・地域再生計画の策定
3月	・地方創生推進交付金の申請

◆実現による効果

SDG sが目標としている2030年へ向けて、「SDG s日本モデル」宣言を地域における行動指針として「SDG sアクションプラン」に位置付けることなどにより、賛同の輪が全国に広がり、自治体による地方創生に向けたSDG sの取組が進む。

また、「SDG s未来都市」を拡大し、SDG sに取り組む自治体を後押しする施策を充実することにより、SDG sを活用した社会課題の解決と持続可能な地域づくりが可能となる。

（神奈川県担当課：政策局政策部総合政策課）

【93自治体賛同による「SDG s日本モデル」宣言】



「SDGs日本モデル」宣言

私たち自治体は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGsモデル」を世界に発信します。

- ① SDGsを共通目標に、自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出します。
- ② SDG sの達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組めます。
- ③ 誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となるSDGsの推進を目指します。

Ⅲ エネルギー・環境

3 分散型エネルギーシステムの構築

1 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大

【提案内容】 提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、財務省、国土交通省

- (1) 再生可能エネルギーの主力電源化を図るとともに、災害時も停電のないくらしを実現するため、太陽光発電設備や蓄電システムの価格低減とともに、新たな技術開発による発電効率の向上・軽量化を促すなど、必要な措置を講じること。

◆現状・課題

昨年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーの主力電源化が明記されたところである。また、昨年9月に発生した北海道胆振東部地震による大規模停電時には、再生可能エネルギーの有用性が改めて認識された。

賦課金による国民負担を抑制しながら再生可能エネルギーの主力電源化を目指し、災害時も停電のないくらしを実現するためには、固定価格買取制度によらない自家消費型太陽光発電の普及拡大を図り、「エネルギー自立型の住宅・ビル・街」の実現に向けた取組を進める必要がある。



◆実現による効果

太陽光発電設備及び蓄電システムの価格が低減され、発電効率が向上し、軽量化されることにより、新たな需要が喚起され、再生可能エネルギーの主力電源化が進むとともに、エネルギー自立型の住宅・ビル・街の実現に向けた取組が促進される。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

- (2) 既存住宅において、自家消費型の太陽光発電や家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した際には、所得税額等を控除する措置を講じること。

◆現状・課題

住宅新築時及び既存住宅の省エネ改修時における太陽光発電の導入に対しては、所得税の特別税額控除が認められているが、既存住宅に太陽光発電のみを導入する際には、優遇措置は講じられていない。

そこで、新築時や省エネ改修時と同様に、一次エネルギー消費量の削減効果がある自家消費型の太陽光発電を導入する場合にも、費用の一定割合について、所得税額等から控除する措置を講じることが必要である。また、家庭用燃料電池（エネファーム）についても、同様の効果があることから、同等の措置を講じることが必要である。

◆実現による効果

自家消費型の太陽光発電等の既存住宅への導入が進むとともに、災害時も停電のないくらしの実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が促進される。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

(3) 建築物への再生可能エネルギーの導入拡大のため、**新築・増改築の際、再生可能エネルギー設備の設置を義務づけること。**

◆現状・課題

現在、一定規模以上の建築物を新築・増改築 ※する場合は、エネルギー消費量をエネルギー消費性能基準に適合させることが義務付けられている。一方、建築物への再生可能エネルギー設備の設置は、エネルギー消費量の抑制効果があるが、一部の建築物への導入に留まっている現状にある。そこで、適合義務が課せられている新築・増改築について、エネルギー消費性能基準に適合する取組として、再生可能エネルギー設備の設置を義務付けるとともに、その他の新築・増改築についても順次、義務付けを拡大するよう、建築物省エネ法など関係法令を改正する必要がある。

※ 一定規模以上の建築物の新築・増改築

延床面積 2,000 m²以上の非住宅建築物を新築すること。または、300 m²以上増改築し、増改築後の延床面積が 2,000 m²以上（ただし、増改築部分の延床面積が、増改築後の延床面積の 1/2 を超えること）となるよう、非住宅建築物を増改築すること。

(参考) 現行の建築物省エネ法令の概要（新築の場合）

建築物の種別		義務の種別	提案内容
大規模建築物 (2,000 m ² 以上)	非住宅	適合義務	
	住宅	届出義務	
中規模建築物 (300 m ² 以上 2,000 m ² 未満)	住宅・非住宅	届出義務	
小規模建築物 (300 m ² 未満)	住宅・非住宅	—	

◆実現による効果

建築物への再生可能エネルギーの導入拡大が促進され、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が促進される。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

2 水素社会の実現に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

水素の利用拡大のため、**水素ステーションの整備促進**や、燃料電池フォークリフト普及に向けた**水素供給体制の整備**に対し必要な措置を講じること。

◆現状・課題

水素ステーションについて、用地取得費用が高額となる都市部において整備を進めるため、用地取得費用を補助対象経費に含めるなど補助制度を拡充する必要がある。

また、平成 28 年度に燃料電池フォークリフトが市場投入されたが、燃料の水素を充填するには、フォークリフト用の水素供給設備が必要となるため、試行的な導入にとどまっている。燃料電池フォークリフトの普及に向け、フォークリフト用の水素供給設備に対する補助制度の創設とともに、水素ステーションにおいて水素充填車やカードルへの水素供給を可能とするための関係法令の改正が必要である。



[カードル(ガスボンベの集合体)]

◆実現による効果

水素社会の実現に向け、基盤となる水素ステーションの整備が進むとともに、水素供給体制の整備により燃料電池フォークリフトの導入が促進される。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

4 資源循環の推進

1 プラごみゼロに向けた取組の推進

【提案内容】

提出先 農林水産省、経済産業省、環境省

不必要に使用・廃棄されるプラスチック製容器包装・製品を削減するため、レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）に向けて、関係機関等との調整を行い、全国一律に適用する制度を創設すること。

また、街中で投棄されたプラスチックごみ等が、河川を通じて海に流れ、海洋汚染の原因となっていることを踏まえ、国が率先して、海洋プラスチック問題を国民に周知し、ポイ捨て・不法投棄撲滅を推進すること。

◆現状・課題

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっている中、SDGs先進県である本県では、2018年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すこととした。

県では、2009年度から、企業や団体等と協働して、レジ袋削減に向けた取組を進めてきたほか、この宣言に基づき、企業や団体等と連携し、プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止等の取組を推進している。

さらに、県内各地で「かながわクリーン運動」を展開し、県民、企業、市町村等と一体となって、海岸、河川等のクリーンキャンペーンを行うとともに、2017年度からは相模湾等の県沿岸に漂着するマイクロプラスチックの実態調査を行っているが、市町村や県単独あるいは企業・団体による自主的な取組のみでは、その効果に限りがあり、問題解決が困難である。

国においても、「プラスチック資源循環戦略（案）」の中で、レジ袋の有料化義務化やポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置の強化などに言及しており、海洋プラスチックごみは、地球規模の環境汚染につながることから、循環型社会の実現に向けて、国が率先して、全国一律に適用する制度の創設やポイ捨て・不法投棄撲滅の取組など、必要な措置を講じる必要がある。

◆実現による効果

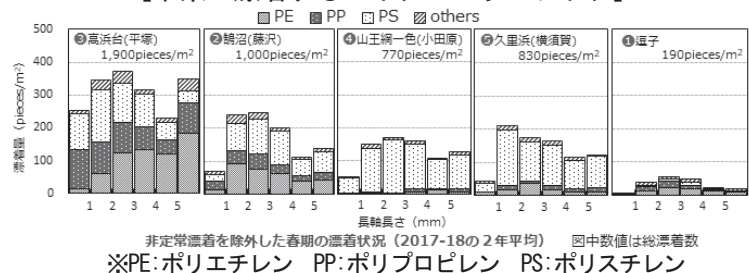
プラスチックごみ等の発生抑制により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の実現に寄与する。また、海洋プラスチックごみの減少により、海の豊かさを守ることに寄与する。

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環推進課)

[藤沢市 片瀬海岸
(公財) かながわ海岸美化財団]



[本県に漂着するマイクロプラスチック]



各海岸で漂着物の多い箇所を2点選び、そこに40cm四方の採取区画を設定し、採取したマイクロプラスチックの数（縦軸）と個々の長さ（横軸）を棒グラフにしたもの。

2 漁業の操業により回収される海洋ごみの適正処理の推進

【提案内容】

提出先 環境省

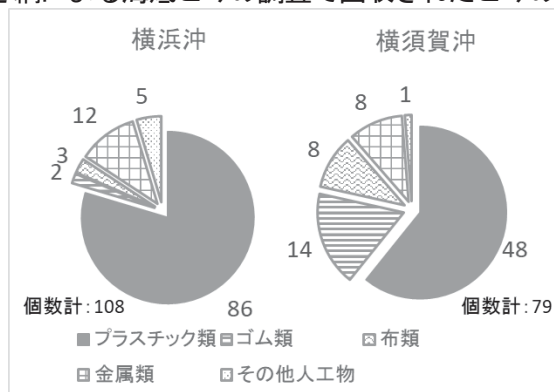
漁業の操業を通じて回収されるプラスチックごみ等の海洋ごみを、漁業者が費用負担することなく適正に処分するための新たな支援措置を講ずること。

◆現状・課題

漁業現場では、底びき網や刺網などにより、多くのプラスチックごみ等が回収されており、港湾管理者等が処分している例もあるが、その処分費については、回収した漁業者や地元自治体等が負担する必要があることから、積極的な回収・処分に至っていない。

2018年6月に改正された海岸漂着物処理推進法では、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ・海底ごみの円滑な処理の推進が盛り込まれており、漁業現場からの主体的な取組を推進するための環境整備が必要である。

〔底びき網による海底ごみの調査で回収されたごみの組成（個数割合）〕



環境省「沿岸域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書（2016.3）」を基に作成

◆実現による効果

海洋ごみの影響を最も受ける漁業者自らが回収に取り組むことで、漁場環境の整備を図るとともに、海洋汚染の防止や海の豊かさを守ることに寄与する。

(神奈川県担当課：環境農政局水産課)

〔底びき網に入ったレジ袋等のプラごみ〕



〔神奈川県環境科学センターの調査で見つかったマイクロプラスチック〕



実態調査により採取されたマイクロプラスチックを、材質ごとに選別したもの。

IV 安全·安心

5 防災・減災、国土強靱化対策の推進

1 土木施設の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

【提案内容】

提出先 内閣官房、財務省、国土交通省

近年、頻発化・激甚化している自然災害による被害の防止・最小化を図るため、重要インフラの機能強化や、災害時に命を守るための体制強化等、3か年緊急対策に基づく防災・減災、国土強靱化対策の推進に引き続き必要な支援を行うこと。また、3か年緊急対策以降も十分な支援を行うこと。

◆現状・課題

近年、全国各地で甚大な水害、土砂災害、大規模地震が頻発しており、特に、首都圏に位置し、人口、資産、交通網等が集積している本県では、ひとたび災害が発生すれば、大規模な人的被害や社会経済活動の停止につながるおそれがあることから、こうした自然災害への対策が急務となっている。

こうした中、国は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、防災のための重要インフラ、国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時にしっかり機能を維持できるよう2018年度から3か年で集中的に対策を実施するとした。

本県でも、河川、道路、砂防、海岸及び下水道といった土木施設の防災・減災、国土強靱化対策に重点的に取り組んでいるが、この対策をより一層推進するためには、「3か年緊急対策」に基づく十分な予算措置を含めた国の支援や、「3か年緊急対策」以降も継続した国の支援が不可欠である。

【河川】

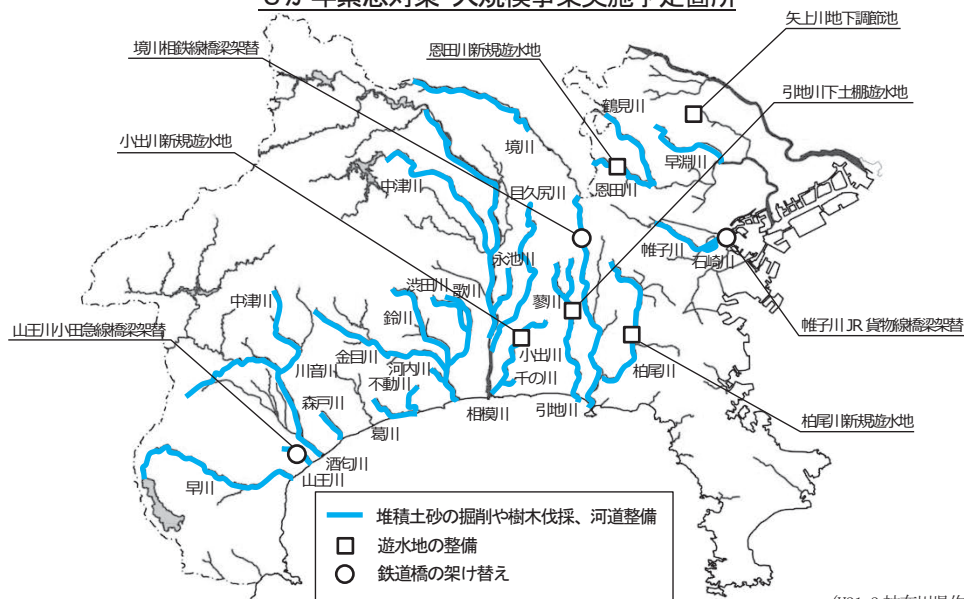
本県では、河川のハード・ソフト対策を一体的、計画的に進めているが、平成30年7月豪雨などを踏まえ、重要インフラの緊急点検結果に基づいた対策を、着実に実施する必要がある。

ハード対策としては、被害の防止・最小化を図るために、氾濫による危険性が特に高い河川における堆積土砂の掘削や樹木伐採の実施、遊水地の整備や河川の拡幅に伴う鉄道橋の架け替えなどの大規模事業を進める必要がある。

ソフト対策としては、円滑な避難のために、県による水位計や河川監視カメラの増設、市町村による想定最大規模降雨を対象としたハザードマップの作成などを進める必要がある。

こうした対策の推進には、「3か年緊急対策」や、その後も十分な国の支援が不可欠である。

3か年緊急対策・大規模事業実施予定箇所

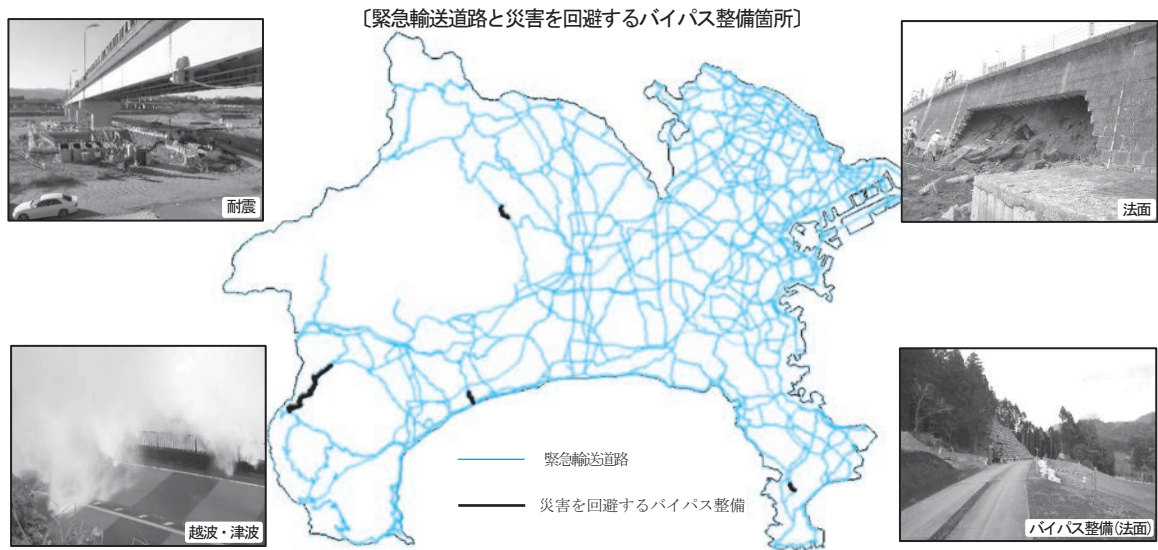


(H31.3 神奈川県作成)

【道路】

道路は、国民経済・生活を支える基幹的なインフラであり、近年、激甚化している大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないために必要な対策や、道路ネットワークの被害を最小限にとどめ早期に復旧させるために必要な対策を緊急に実施していく必要がある。

このため、「3か年緊急対策」に基づき、高速道路や国道における道路施設の防災・減災対策を強力に推進するとともに、本県が進める橋りょうの耐震化や道路斜面の土砂崩落対策、広域幹線道路の災害を回避するバイパス整備などへの十分な予算措置及びその後も継続した国の支援が必要不可欠である。

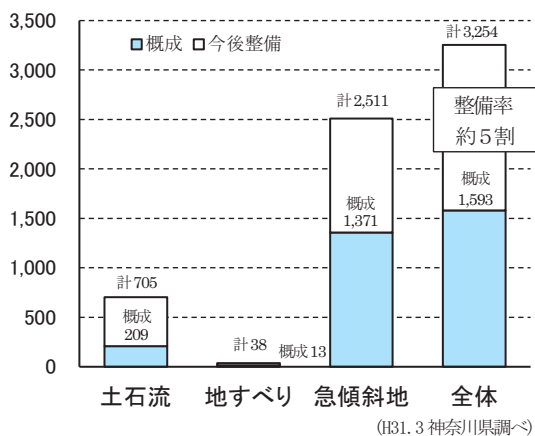


【砂防】

本県では、土石流やがけ崩れ災害等を未然に防ぐハード対策として、砂防堰堤や擁壁など土砂災害防止施設の整備を進めているが、その整備率は約5割に留まっている。そうした中で策定された国の「3か年緊急対策」による避難地や避難路等を保全する施設整備を進めるとともに、その他の危険箇所も含めて、より一層の整備促進を図るため、「3か年緊急対策」や、その後も十分な国の支援が不可欠である。

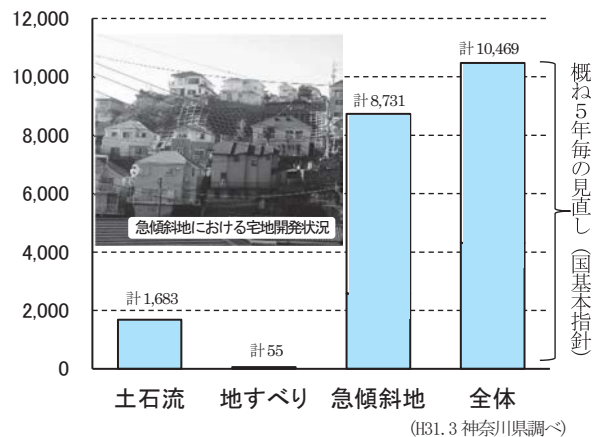
また、確実な避難や安全な土地利用等を促すソフト対策として、土砂災害防止法に基づく基礎調査の完了後も、宅地開発などを踏まえた計画的な見直しが必要であり、「3か年緊急対策」や、その後も十分な国の支援が不可欠である。

土砂災害防止施設の整備状況



土砂災害警戒区域の指定状況

(土砂災害特別警戒区域に係る調査委託は全て執行済)



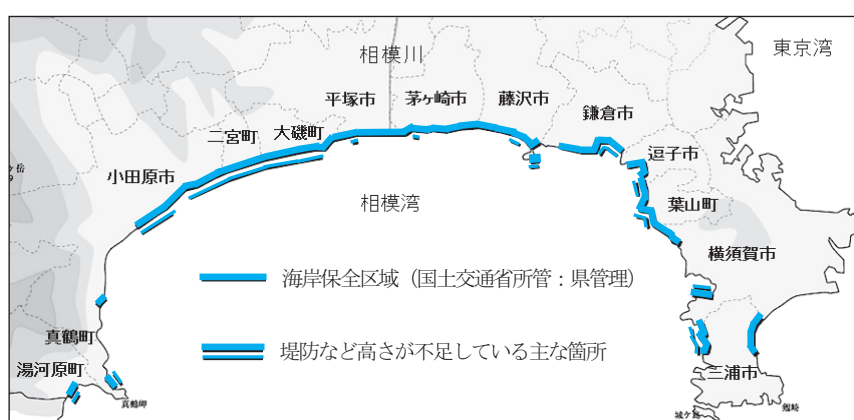
【海岸】

本県では、発生頻度の高い津波や高潮などに対応したハード対策として、基本的な方向性を示した海岸保全基本計画を策定し、整備を進めているが、堤防などの高さが不足している延長は、全体約55キロメートルのうち約4割に相当する。

そうした中で策定された国の「3か年緊急対策」により、これまで度々、越波が発生している葉山海岸など2海岸において、事業を大幅に進捗させるとともに、その他の海岸もより一層の整備を進めるため、「3か年緊急対策」や、その後も十分な国の支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、県による高潮浸水想定区域の指定、及び市町によるハザードマップの作成などを進めるためには、国の支援が不可欠である。

海岸保全区域における要整備箇所



(H31.3 神奈川県調べ)

【下水道】

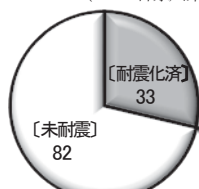
県内では、下水道における実施すべき対策として、処理場主要施設（揚水・沈殿・消毒施設）の耐震化、重要な幹線（緊急輸送路に埋設されている管路等）の耐震化、電力供給停止時の非常用発電設備の設置・増強について、重点的に取り組んでいる。

しかし、処理場主要施設及び重要な幹線の耐震化率は3割程度と低く、処理場の非常用発電設備の設置・増強も4割程度の整備状況にある。

災害時に下水道の最低限の機能を確保するためには、耐震化等の災害対策の進捗を図る必要があることから、こうした対策の推進には、「3か年緊急対策」や、その後も十分な国の支援が不可欠である。

(1) 処理場主要施設(揚水・沈殿・消毒施設)の耐震化状況(施設数)

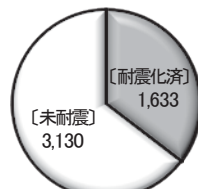
(H31.3 神奈川県調べ)



耐震化率:約3割

(2) 重要な幹線(緊急輸送路に埋設されている管路等)の耐震化状況(km)

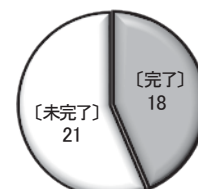
(H31.3 神奈川県調べ)



耐震化率:約3割

(3) 処理場の非常用発電設備の設置・増強状況(処理場数)

(H31.3 神奈川県調べ)



整備率:約4割

◆実現による効果

ハード・ソフトの両面から対策を推進することにより、自然災害から「県民のいのち」を守るとともに、県土の災害対応力の強化が図られる。

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路管理課、道路整備課、河川課、砂防海岸課、下水道課)

2 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

- (1) 津波災害警戒区域の指定が進むよう、財政的支援、技術的支援及び津波防災に関する普及啓発など、市町における警戒避難体制の整備に必要な各種支援を充実すること。

◆現状・課題

本県では、平成27年3月に津波浸水想定を設定、公表し、市町においては、津波ハザードマップを作成、配布するなど、県と市町が連携して津波対策を推進しているものの、警戒避難体制を一層強化するためには、津波災害警戒区域の指定を進めていくことが課題となっている。

◆実現による効果

津波災害警戒区域の指定により、基準水位の設定、指定避難施設等の整備及び避難促進施設における避難確保計画の策定等の具体的な津波対策が促進され、警戒避難体制の強化につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

- (2) 津波避難施設の構造要件に係る検証について、財政的支援及び技術的支援を拡充すること。特に、浸水深が浅い場合等に適用する新たな簡易基準を策定すること。また、検証には多額の財政負担が発生することから、市町等が検証を確実に実施できるよう財源措置を講じること。

◆現状・課題

東日本大震災では、津波により多くの建築物が被害を受けたことから、津波に対する建築物の構造耐力上の安全性確保が一層求められ、平成23年12月に、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」(国土交通省告示第1318号)が定められた。津波避難施設全般について、通知等により上記告示に基づき構造要件を検証することが求められていることから、津波避難施設の整備を進めるためには、検証への支援が必要である。

◆実現による効果

検証が進むことにより、構造要件上の安全性が確保された津波避難施設の整備が促進され、最大クラスの津波に備えた避難場所の確保が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

3 箱根山火山の観測体制の強化

【提案内容】

提出先 気象庁

箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化や、既に提供されている観測データの解析等について技術的支援を行うこと。

◆現状・課題

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられたが、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられている。しかし、箱根は、日本でも有数の観光地であることから、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するため、引き続き正確な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、協定により共有されている、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データに基づき、火山活動の解析や共同研究の更なる充実強化が必要である。

◆実現による効果

本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実が図られ、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

4 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実

【提案内容】

提出先 文部科学省、国土交通省

地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。

◆現状・課題

地震の発生につながる異常な現象の観測・評価に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域について、観測網及び調査研究を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

◆実現による効果

南関東地域の観測網等の整備により、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

5 石油コンビナート地域の防災対策の強化

【提案内容】

提出先 消防庁、経済産業省

石油コンビナート地域において、事業者による地震・津波対策や産業保安等の取組が着実に進むよう、先端技術を活用した防災対策の充実強化や人材育成の充実を図ること。

◆現状・課題

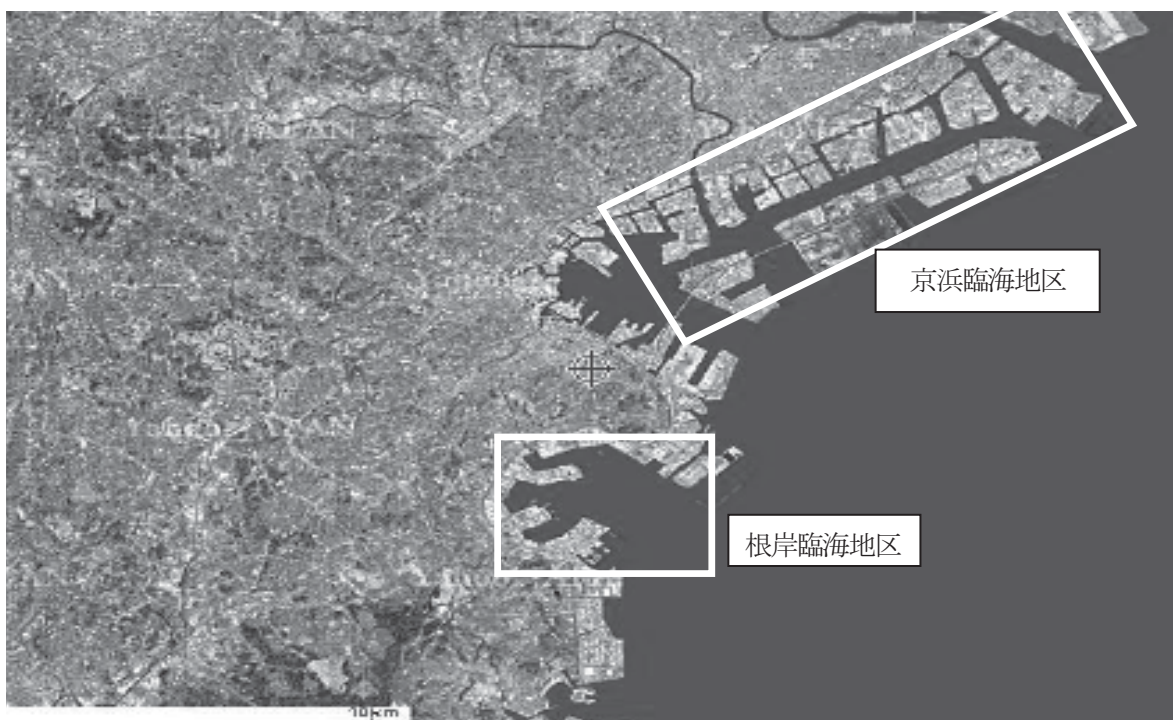
平成 28 年 10 月には、本県における相模トラフを震源とする長周期地震動の大きな影響を示唆する研究結果が国から発表された。石油コンビナートは、我が国の産業や経済を支える極めて重要な基盤であることから、事業者の防災対策が着実に進むよう、先端技術を活用した新たな検査手法の推進や IoT や AI を活用したプラントの運転・保守管理のノウハウを持つ人材育成を推進する必要がある。

◆実現による効果

ドローンなど先端技術の活用により、数百ある石油タンクの中から、危険な状態にあるタンクを速やかに把握でき、優先順位をつけ、初動対応を行うことができる。さらに、IoT・AIを活用したプラントの運転・保守管理のノウハウを持った人材を育成することで、より安全なプラントの管理が可能となる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局工業保安課)

【神奈川県内の石油コンビナートの立地状況図】



6 基地対策の推進

1 基地の整理・縮小・返還の早期実現

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

県民の平穏な生活を守り、良好な都市を整備するため、**米軍基地の整理・縮小・返還を早期に実現すること。**

◆現状・課題

都市化が進む人口密集地に12ヵ所、約1,739ha（県土の約0.72%）に及ぶ米軍基地が所在し、まちづくりへの障害など、様々な基地問題の原因となっている。

◆実現による効果

沖縄に次ぐ第二の基地県といわれる本県の基地負担が確実に軽減される。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課）

2 厚木基地の航空機騒音の軽減

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用や基地周辺の騒音状況について情報提供するとともに、**恒常的訓練施設を早期に確保するなど、今後、厚木基地で空母艦載機着陸訓練のような大きな騒音被害を生じさせることがないよう取り組むこと。**

◆現状・課題

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用の現状や今後の見通しについての情報が不足しており、また、硫黄島に替わる恒常的訓練施設についても、未だ選定に至っていない。

◆実現による効果

厚木基地の航空機騒音が軽減され、基地周辺住民の騒音被害に対する不安が解消される。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課）

3 基地周辺対策の充実強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の返還や共同使用に係る地元の意向を尊重し、十分な財政上の措置、返還財産の処分条件に係る優遇措置等を講じること。特に、厚木基地周辺においては、**基地負担に見合った対策を実施すること。**また、基地負担に係る国民理解を醸成し、支援策を充実強化するとともに、**基地と地元とのより適切な相互関係構築に向けた措置を講じること。**

◆現状・課題

基地返還の際の国有地処分については、一部を除き有償処分とされ、返還後の跡地利用を進めるに当たっての地元自治体の負担が大きい。

◆実現による効果

地元住民や自治体の意向や要望を活かした、基地の跡地利用や共同使用が可能になる。基地と地元の良好な相互関係を構築することで、地元にもメリットをもたらすことができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

4 基地の安全管理の強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の安全確保のため、日ごろから、基地と地元など日米関係機関で安全に関する情報を共有するとともに、火災等の事故発生時には、緊急対応や原因調査に必要な自治体職員等の迅速かつ円滑な基地立入りの実現を図るよう、早急に米側と調整すること。

◆現状・課題

平成27年8月に起きた相模総合補給廠の火災では、日ごろからの基地と地元との安全に関する情報共有や、万一の際の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りという課題が浮き彫りになった。

◆実現による効果

緊急対応や早期の原因究明、日ごろから地元の意向を生かした再発防止策の策定が可能となり、基地周辺住民の安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

5 日米地位協定の見直し

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

日米地位協定の見直しに向け早期に具体的な取組を行うこと。特に、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みを構築すること。また、基地の安全確保に向け、基地での事故発生後の国への速やかな調査報告に加え、基地の安全管理や事故発生後の再発防止策に自治体の意見が反映される仕組みを設けること。

◆現状・課題

日米両国政府は、基地に関する問題が発生する都度、運用改善で対応してきたが、地元自治体の声を反映する仕組みがないなど課題が多く、抜本的な改定が不可欠である。

◆実現による効果

日米地位協定改定を求める国民・県民の声に応え、基地問題に対する地元の不満を低減させ、安定した日米関係の構築に資することができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

6 災害時等における米軍との相互協力

【提案内容】

提出先 外務省・防衛省

災害時における地域の安全・安心の確保等に向け、国及び地方公共団体と在日米軍との間の災害対策、事前準備及び災害時における相互協力を確実にを行うための仕組の構築に関する特別協定を締結すること。また、災害時等における日米間の相互協力を推進するために必要な事項を、日米地位協定に規定すること。

なお、災害時等における相互協力について検討するにあたっては、**基地の機能強化に結びつくことがないよう留意**すること。

◆現状・課題

平成23年3月の東日本大震災では、米軍による大規模な救援活動が実施されるなど、災害時における米軍との相互協力は、大きな成果を上げている。一方で、現行の日米地位協定には、災害時等の相互協力の裏付けとなる規定がなく、米本土等から来援する部隊も含め、活動する米軍の地位や権限は曖昧である。また、防災訓練への米軍参加を含め、米軍と自治体との相互協力も、明確な根拠を持たず、日米双方の善意によって成り立っている。

そこで災害時等における日米間の相互協力について日米地位協定に規定を設けるとともに、その詳細について、日米両国間で特別協定を締結するなど、国家間のルールを明確にすることが必要である。

◆実現による効果

災害時等における日米間の相互協力について国家間のルールを明確にすることにより、地方自治体と米軍基地との連携を含め、いざというときに円滑かつ確実な協力を得ることができると期待される。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

7 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

【提案内容】

提出先 内閣府

原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じるとともに、事前対策の確立に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、**実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること。**

◆現状・課題

国では平成28年7月に「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を改訂したが、具体的な防災資機材の整備については示されていない。今後も原子力艦の災害対策は、国の責任の下、実効性のある安全対策の充実を図る必要があり、安定ヨウ素剤を含めた新たな防災資機材の整備等を進めるとともに、万が一の場合に備えた防災体制の整備が必要である。

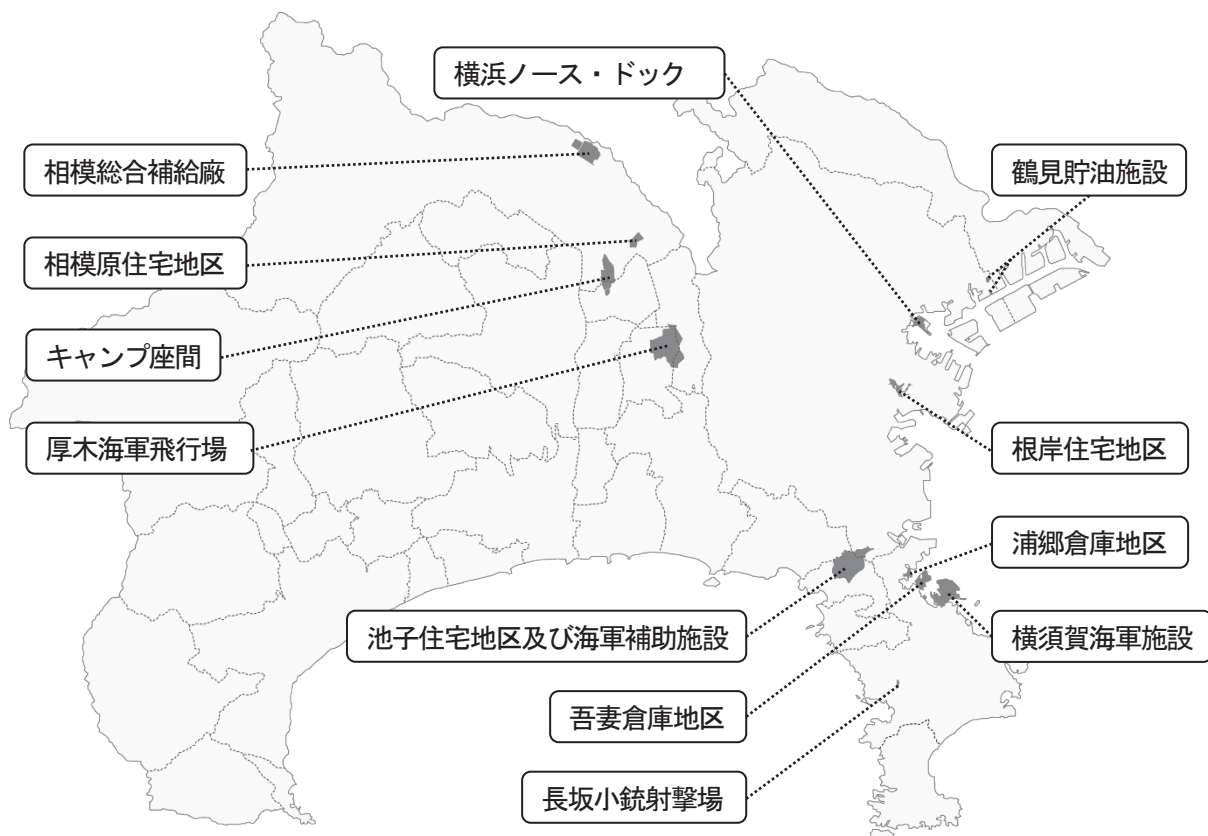
◆実現による効果

原子力艦の事故発生時における、関係機関との迅速な情報伝達・共有や初動対応が可能となり、事故や原子力災害による被害の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理対策課)

[本県における米軍基地の現状]

- 都市化が進む人口密集地に12の基地が所在
- 在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間や在日米海軍司令部のある横須賀海軍施設など、在日米軍の重要な基地が所在
- キャンプ座間に米陸軍第一軍団前方司令部が設置
- 横須賀海軍施設は、原子力空母ロナルド・レーガンをはじめとする第7艦隊の主要艦船が配備
- 厚木海軍飛行場周辺で、米軍機による騒音被害が発生



(図：神奈川県作成)

V 産業・労働

7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進

1 「未病」の考え方に基づく具体的施策の推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、厚生労働省

健康・長寿社会の実現に向けた「未病」を基軸とした取組を推進するため、「健康・医療戦略」に位置づけられた「未病」の考え方に基づいて、国として具体的な施策を推進すること。

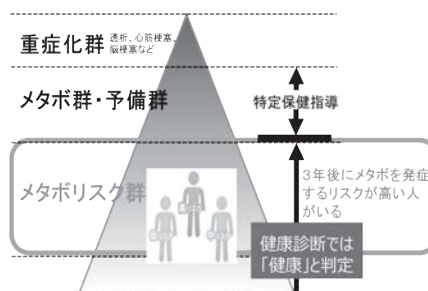
◆現状・課題

国民の健康寿命延伸と新たな市場・産業の創出が求められる中、「健康増進・予防に関する国民の意識喚起」や「疾病予防効果の見える化」等が「健康・医療戦略」でも指摘されるなど、個人の行動変容を促す取組を支援することが喫緊の課題である。こうした課題に対処するため、例えば、個人の現在の未病の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化（＝「未病指標」）し、個人の主体的な行動変容を促す未病改善の取組を保険者努力支援制度において評価するなど、「未病」を基軸とした具体的な施策の推進が必要である。

◆実現による効果

「未病指標」の活用をはじめとした未病改善の取組を、国の具体的な施策として推進し、健康行動に向け個人の行動変容を促すことで、国民の健康寿命延伸につながるとともに、新たな商品やサービスの創出促進に向けた動きが加速する。

＜未病指標とターゲット群＞



未病指標により、健康診断の結果からメタボリックシンドロームになるリスクが見える化し、早期改善を促す。

(神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)

2 再生・細胞医療の実用化の促進

【提案内容】

提出先 内閣官房、経済産業省、厚生労働省、文部科学省

再生・細胞医療の実用化を促進するため、高品質でコスト面でも優れた細胞を安定的に生産・供給する拠点機能の設置に対し、必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

再生・細胞医療は、自分の細胞から内臓や神経を再生するなど、次世代の医療として大きく期待されている。こうした医療をいち早く提供するため、県では、羽田空港対岸の川崎市殿町地区のライフイノベーションセンターに企業を集積し、業界団体、大学などと連携したネットワークを構築し、実用化に向けた支援に取り組んでいる。

また、慶應義塾大学を中心にして、神経・運動器(歩行)などに着目して再生・細胞医療と最先端医療機器を融合した脊髄機能再生プロジェクトなどを推進しているほか、殿町に立地する日本

で唯一の機関となる実験動物中央研究所や国立医薬品食品衛生研究所を中心に、理化学研究所等も参画し、再生・細胞医療の品質評価の取組も進めている。

そうした中、臨床に用いることのできる高品質でコスト面でも優れた再生・医療細胞を生産・供給できる施設は実用化及び産業としての国際競争力強化に不可欠であるが、その設置にあたっては、地域・拠点を絞って人材、資源を川崎市殿町地区に集中的に投入する戦略的な取組が重要になる。

◆実現による効果

戦略的領域・拠点を中心に、再生・細胞医療の実用化が加速するとともに、アカデミア等が開発したシーズの実用化を促進する持続可能なモデルも実現し、その設置した効果が全国に波及する。

また、脊髄機能再生や中枢神経再生及び椎間板再生等の実用化研究の加速化に加えて、再生・細胞医療と最先端医療機器の融合展開を進めることで、健康寿命延伸に向けて大きな効果が期待できる「歩行機能向上・再生」を中心に再生・細胞医療の社会実装が進む。

(神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)

[ライフイノベーションセンター]



8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

1 税制度の見直し

【提案内容】 提出先 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省

(1) 市街化調整区域内の農地において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること。

◆現状・課題

市民農園は都市住民のニーズが高いものの、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて開設されている6割近くの農園で、相続税等納税猶予制度の適用が受けられない状況である。今後、相続等が発生した場合、多くの農園が閉園し、減少することが懸念される。

本県の市民農園の開設状況

農園数合計	うち市街化調整区域内の「市民農園整備促進法」及び「特定農地貸付法」に基づく農園数	割合
862箇所	513箇所	59.5%

農林水産省「市民農園開設状況調査」(H30)を基に作成

◆実現による効果

相続税等納税猶予制度の対象を拡大することで、より多くの市民農園が確保できることになり、本県農業の持続的発展が可能になる。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



[県内市街化調整区域内の市民農園の状況]

- (2) 三大都市圏の特定市（19市）の市街化区域内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、生産緑地地区内と同じ課税とすること。

◆現状・課題

三大都市圏の特定市（19市）においては、市街化区域内農地のうち、生産緑地地区の指定を受けた農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価・農地並み課税であるが、一方、当該指定を受けていない畜舎等の農業用施設用地は、宅地並み評価・宅地並み課税となっており、その税負担が大きくなっている。

また、これらの農業用施設用地については、隣接する農地等がないことが多く、生産緑地地区の指定を受けることも困難となっている。

本県の市街化区域内農地における農業用施設用地の課税額の比較

(1 m²あたり)

	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)	合計 (円)
市街化区域内 (A)	530	84	614
生産緑地地区内 (B)	49	7	56
A/B	10.8倍	12.0倍	11.0倍

綾瀬市の例 (H30) を基に作成

◆実現による効果

生産緑地地区の指定を受けることが難しい農業用施設用地についても、生産緑地地区内と同じ課税とすることで、維持経費の軽減が図られ、都市における農業経営の安定に資する。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



[県内市街化区域内の農業用施設（鶏舎）の状況]

VI 健康・福祉

9 健康・長寿社会の実現

1 未病改善の取組による健康・長寿社会の実現

【提案内容】

提出先 厚生労働省

本県が掲げる「未病」の概念の重要性が「健康・医療戦略」に盛り込まれたことを踏まえ、国においても、「未病」の概念を積極的に取り入れ、健康の維持・増進、病気等の進行抑制・改善に向けた個人の取組を支援するとともに、地方自治体における取組への支援を行うこと。

◆現状・課題

国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれた。未病改善は、国が掲げる健康・長寿社会の実現に有用であり、未病改善の概念を健康・医療政策に具体的に位置付け、国民一人ひとりが、食生活や運動面等の未病改善に取り組める社会環境づくりを早急に進める必要がある。

また、健康・長寿社会を実現するには、切れ目のない医療・介護・健康づくりサービスの提供体制の構築が重要である。地域医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を図る上では、医療・介護、ヘルスケアのデータを、ICTを活用して個人・関係者が共有し、きめ細かく対応できる体制づくりが大変有効であり、地域医療介護総合確保基金の目的とも合致していることから、基金を活用した支援が必要である。

◆実現による効果

「未病」が健康・医療政策に位置づけられ、食・運動・社会参加による「未病改善」に誰もが取り組める社会環境の形成により、国民一人ひとりが、生活習慣病や高齢者の虚弱化の進行から、心身をより健康な状態に近づけることが可能となるなど、健康長寿社会の実現に資する。

(神奈川県担当課：健康医療局健康増進課)

2 健康寿命指標の見直し及び自治体への情報の提供

【提案内容】

提出先 厚生労働省

地方自治体が未病改善の施策を推進していく上で、成果を検証するための確かな指標が必要である。現在、指標の一つとしている「健康寿命」について、より客観性や再現性があり、適時算定可能な方法を採用し、併せて、健康か不健康かの二分ではなく心身の状態をグラデーションで捉えた視点も考慮すること。

また、その算定方法や算定に用いた基礎データも明らかにすること。

◆現状・課題

健康寿命とは、一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間又はその指標の総称であり、現在、国では、3つの算定方法（①「日常生活に制限のない期間の平均」、②「自分が健康であると自覚している期間の平均」、③「日常生活動作が自立している期間の平均」）を示し、健康増進計画「健康日本21」においては、そのうちの一つ ①「日常生活に制限のない期間の平均」を健康寿命として掲げている。

これらの算定方法については、2019年3月の「健康寿命の在り方に関する有識者研究会」において議論され、上記の①を引き続き採用し、③を補完指標として利活用するとされたが、①は客観性や再現性がなく標準指標として適していない。その点③は、介護保険情報に基づいており、要介護認定が65歳以上に限られることや申請状況及び要介護度の判定方法がその算定結果に影響するものの、抽出ではなく全認定者数を算定の基礎としているため、①や②に比べ客観性と再現性も認められ、また毎年算定が可能である。

健康	未病	病気
----	----	----

しかし、本来、人の心身の状態は、日々、健康と病気の間で変化するグラデーションの状態、つまり「未病」であり、これをより健康に近づけていくことこそが健康寿命の延伸につながるものである。そのため、健康と不健康に二分する評価ではなく、心身のグラデーションの状態に応じた評価に転換させる必要がある。

なお、国は、健康寿命に影響を及ぼす身体的・社会的要因の分析のため、今後も研究班での検討を行うとしているが、③についても、より実態に即した指標となるよう、介護度に応じて細分化するなどの工夫が必要である。

◆実現による効果

健康寿命が、より適確な算定方法により算定され、基礎データも明らかにされることで、健康寿命に影響を与える主なリスク要因や地域間格差の要因を検討することが可能となり、健康課題の特定、中長期的また広域的な健康・医療政策の展開を助け、健康長寿社会の実現に資することとなる。

(神奈川県担当課：健康医療局健康増進課)

3 総合的な認知症施策の充実強化

【提案内容】

提出先 厚生労働省

認知症の人やその家族など様々な関係者からの意見を踏まえ策定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の実効性が確保されるよう、必要な情報提供や財源措置を講じること。

また、国として認知症のリスクを軽減する未病改善の研究等を一層推進すること。

◆現状・課題

平成27年1月に策定された国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、様々な施策が位置付けられており、各自治体では、認知症サポーター等の養成や活動支援、認知症コールセンター設置、認知症疾患医療センター運営等の事業は老健局長通知で定める実施要項に基づき実施している。その財源については、国庫補助金（補助率1/2）の措置がなされているが、認知症疾患医療センター運営事業の補助上限額が、設置基準に基づく運営には不十分であるなど、安定した施策の実施に支障があるため、法令に基づく地域医療介護総合確保基金の事業に移行するなど、県や市町村が活用しやすい、十分な財源措置を講じる必要がある。

また、「若年性認知症施策の強化」について、若年性認知症の人の経済的問題への支援や、就労の継続や社会参加ができる環境を整備するためには、事業主等の理解や関係機関との連携が不可欠であるが、若年性認知症の実態についてはまだ理解されておらず、引き続き国として必要な情報提供や環境整備を行う必要がある。

今後、認知症施策の推進にあたっては、地方自治体の実情を踏まえた検討を進め、適時適切な情報提供や、安定的かつ柔軟な財源措置が必要である。

さらに、国において研究や開発が進められているが、認知症は未だその病態解明が不十分であることから、根本的治療薬や予防法は十分に確立されていない。こうした状況の中、認知症のリスクを軽減するためには、認知機能検査に関する情報や、診療報酬・介護報酬等のビッグデータといった客観的な数値等を活用して、住民等が一体となり地域全体で取組を推進できるスキームの開発を進めていく必要がある。

◆実現による効果

認知症のリスクを軽減するための未病改善の取組が推進されるとともに、必要な情報提供や財源措置が確実に実行されることにより、より多くの選択肢から、地域の認知症の人や家族の視点を踏まえた、実効性のある新オレンジプランの推進が可能となる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、健康医療局健康増進課）

4 がん対策の推進

【提案内容】

提出先 総務省、厚生労働省

- (1) 画像診断支援に極めて有用なツールであるAI（人工知能）が、がん検診の精度管理など医療現場で積極的に活用されるよう、国が主導して体制を整備すること。

また、ゲノム情報やがん登録情報などのビッグデータをAIにより解析することで、がん医療の質の向上や医療政策の立案につながるよう、体制を整備すること。

◆現状・課題

画像診断の正確さは医師経験に大きく依存し、専門医であっても発見が難しい場合がある。AIのディープラーニングを画像診断支援に活用することによって、画像診断時の見落とし率の低下等が期待できる。

また、ゲノム解析の結果に基づき、個々人に合わせた診療を提供するゲノム医療の実現への期待が高まっているが、ゲノム解析ではデータが大量に発生することから、AIを活用した分析が必要とされる。

がん検診により早期発見・早期治療ができれば、がんになっても治る可能性が高くなることから、AIによるがん登録などのビッグデータの分析により、がん検診受診をより効果的に促進していく必要がある。

◆実現による効果

AIを用いたがん医療を推進することにより、がんの見落とし防止やビッグデータの解析に基づくがん医療の質の向上につなげることができる。また、医療従事者にとって、業務負担の軽減が図られるとともに、行政の医療政策の立案にも資するものである。

(神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課)

- (2) **重粒子線によるがん治療**について、**保険診療の対象を拡大**するとともに、**診療報酬額を適正な水準**とすること。また、保険診療の拡大に伴って人材が不足しないよう、**放射線治療の専門医師の育成**を図ること。

◆現状・課題

本県では、がん患者に優しく質の高い医療を提供するため、県立がんセンターにおいて重粒子線治療を平成27年12月から開始した。重粒子線によるがん治療のうち、先進医療に位置付けられている症例について、持続可能な医療保険制度の運営に留意しつつ、保険適用に向けて本県でもエビデンスの確立に向け取り組んでいるが、治療費の患者の自己負担額が300万円を超え、高額であることから、患者負担軽減のため、保険適用の拡大が必要である。また、保険適用となった症例については、診療報酬額が低く医療機関側の大幅な減収が予想され、施設の運営が困難であるため、実態に合わせた診療報酬額とする必要がある。さらに、放射線治療の専門医師は全国的に数が限られており、確保が厳しい状況にあることから、人材を育成する必要がある。

◆実現による効果

保険診療となった場合には、患者の自己負担額は保険診療の制度で定められた割合に抑えられる上、高額療養費制度も適用され、患者の経済的負担を大幅に下げることができる。

また、保険診療にあたって、診療報酬額を適正な水準とするとともに、放射線治療医を育成することにより、医療機関の運営や人材確保が安定し、重粒子線治療を安定して患者に提供することが可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局県立病院課)

- (3) がん患者が身近な地域でがんゲノム医療を含む質の高いがん医療を受けられるようにするため、**がん診療連携拠点病院の機能強化**や**地域連携に係る診療報酬のさらなる充実**を図ること。

◆現状・課題

がん診療連携拠点病院の指定要件が厳格化され、診療体制、がんゲノム医療などに関する相談支援、緩和ケア提供体制などのさらなる機能強化や地域連携が求められている。一方で、平成30年度診療報酬改定では、「緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価」の中で、項目の追加や要件の見直しが行われたものの、改善が図られたのは、相談業務や緩和ケア提供体制のごく一部に限られており、がん診療連携拠点病院が機能強化等に取り組むためには、診療報酬のさらなる充実が必要である。

◆実現による効果

がん診療連携拠点病院における診療体制、がんゲノム医療や生殖機能の温存に関する相談支援、緩和ケア提供体制の機能が強化されることにより、がん患者が、身近な地域で、安心して質の高い医療を受けられるようになる。

(神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課)

5 感染症対策の強化

【提案内容】

提出先 厚生労働省

感染症の発生の早期探知やまん延防止を担う専門人材を育成するため、自治体職員や医療従事者の危機管理対応能力の向上に資する研修や訓練等を充実させること。

また、これまで国内で発生したことのない感染症や未知の感染症への自治体の迅速な危機管理対応を支援するため、**感染症対策の専門家チームを各自治体に派遣できる体制を強化、充実させること。**

◆現状・課題

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、多くの訪日客が予想され、それに伴い国内で発生している麻しん等の感染症のリスクが高まると考えられ、エボラ出血熱やMERSなど、これまで国内で発生したことのない感染症が発生する可能性もあることから、早急に体制を強化していく必要がある。

そこで、国において、自治体職員や医療従事者に対する感染症健康危機管理に関する研修、訓練等を充実させ、多くの感染症対策の専門家人材を育成していくことが重要である。また、国から地方自治体へ感染症の専門家チームを迅速に派遣できるよう、体制の充実が不可欠である。

◆実現による効果

感染症対策に携わる自治体職員や医療従事者の人材育成が強化されることにより、感染症への危機管理対応能力が向上する。また、感染症対策の専門家チームを派遣することによって感染症アウトブレイク等の際に迅速に対応し、被害を最小限にできる。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

6 オーラルフレイル対策に対する医療保険の適用拡大等

【提案内容】

提出先 厚生労働省

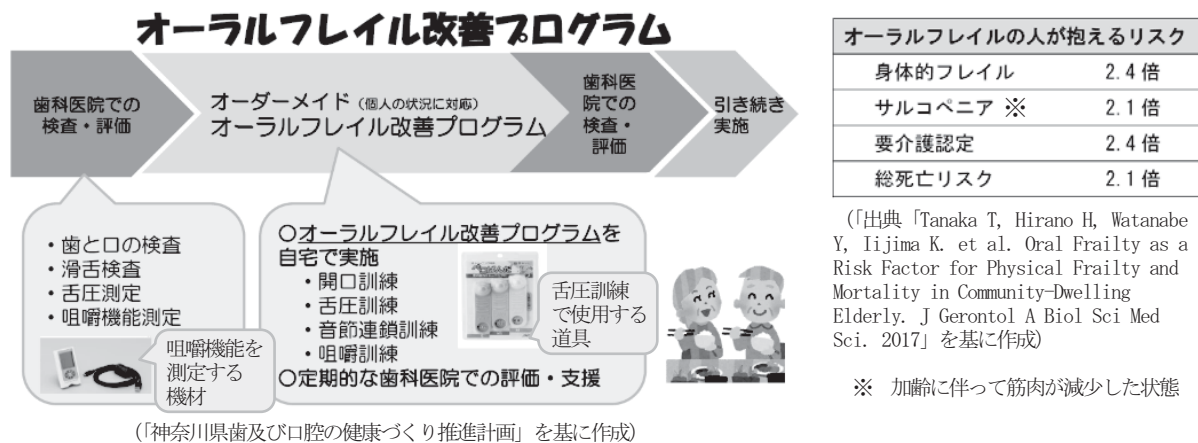
口腔機能のささいな衰え（オーラルフレイル）について、初期の症状の者や口腔機能の低下（口腔機能低下症を含む）に対応するリハビリテーション（神奈川県作成オーラルフレイル改善プログラム）についても保険適用とすること。市町村が実施するオーラルフレイル対策に係る事業を国保の保険者努力支援制度の評価項目に追加すること。

◆現状・課題

平成30年度の診療報酬改定では、著しく口腔機能が低下した者（「口腔機能低下症」患者）を対象とした診断や保健指導（口腔機能管理加算）は、保険適用とされたが、口腔機能の低下が初期段階の者（「オーラルフレイル」該当者）は対象となっていない。また、口腔機能の回復を目的としたリハビリテーションも保険適用となっていない。

しかしながら、平成28年度神奈川県口腔ケアによる健康寿命延伸事業において調査したところ、65歳以上の高齢者の約4割がオーラルフレイル該当者であり、さらに、平成29年度の介入調査では、本県が作成した改善プログラムを3か月間実施することで滑舌や舌圧などが有意に改善することが示された。

また、オーラルフレイル該当者の4年後における要介護認定及び総死亡のリスクは、非該当者に比べて、約2倍高いことが、東京大学高齢者社会総合研修機構等の研究チームによる研究（2017年発表）で明らかとなっている。



国保の保険者努力支援制度の評価項目として、歯周病対策（市町村における歯周疾患健診の実施）が含まれているが、栄養障害等を防ぐために重要なオーラルフレイルを含む口腔機能低下の防止については、評価項目に含まれていない。

◆実現による効果

オーラルフレイル該当者への適切な対応により、要介護及び運動・栄養障害等を未然に防ぐ効果が期待されることから、「オーラルフレイル該当者への保険適用拡大」及び「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」は、将来的には、医療・介護費の適正化につながる。

（神奈川県担当課：健康医療局健康増進課）

7 持続可能な国民健康保険制度の構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援方策を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること。

また、個人の生活習慣病等の発症リスクの低減を促し、より一層の医療費適正化を図るために、保険者努力支援制度においてロコモ、フレイルや認知機能対策などの未病改善に向けた都道府県や市町村の取組も評価項目に追加すること。

※ ロコモ・障害や加齢による運動器の機能低下 フレイル・加齢に伴う心身の虚弱化

◆現状・課題

改正国民健康保険法に基づき、平成30年度から都道府県は国保事業の財政運営主体となり、市町村とともに国保事業運営を担うこととなった。あわせて、全国市町村が行う法定外繰入額に匹敵する3,400億円の財政基盤強化策が実施されることとなり、平成27年度から1,700億円の公費投入により本県内のいくつかの市町村で法定外繰入の減少が見られたところである。また、残る1,700億円については、平成30年度から財政調整機能の強化等に投入されることとなった。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、低所得の子育て世帯を中心に、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、今後実施される財政基盤強化策を検証し、引き続き必要な財政措置がなされることが、持続可能な制度とするために必要である。

また、より一層の医療費の適正化を図るためにも、保険者努力支援制度において個人の主体的な健康行動を促す都道府県、市町村の取組に係る評価項目のさらなる充実が必要である。

◆実現による効果

加入者の負担能力に応じた保険料や一部負担金の水準となることにより、被保険者間の負担不公平が解消される。

【本県における国保加入者の負担の状況 ー所得に対する保険料の負担割合ー】

1,000万円未満収入のほとんどの世帯・所得階層とも被用者保険(協会けんぽ)を上回り、特に収入100万円から300万円の世帯の負担が高くなっている。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市国民健康保険				協会けんぽ
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	
100	35.0	6.76%	13.00%	19.24%	25.47%	13.14%
200	122.0	10.29%	12.44%	15.30%	13.87%	8.19%
300	192.0	9.89%	12.17%	14.44%	14.90%	7.85%
400	266.0	9.70%	11.34%	12.98%	14.62%	7.75%
500	346.0	9.58%	10.85%	12.11%	13.37%	7.33%
600	426.0	9.51%	10.54%	11.56%	12.59%	7.07%
700	510.0	9.46%	10.32%	11.17%	12.01%	6.84%
800	600.0	9.42%	10.15%	10.71%	10.83%	6.61%
900	690.0	9.27%	9.42%	9.42%	9.42%	6.43%
1,000	780.0	8.33%	8.33%	8.33%	8.33%	6.30%

協会けんぽの保険料負担率の
1.5倍を超える世帯

※ 協会けんぽは、平成30年10月から適用の保険料率(介護分を除く)、標準報酬月額(ボーナスが4月分支給)として算定。
※ 横浜市は、平成30年度の保険料率による算定(介護分を除く。軽減適用後)。

(H31.2 神奈川県調べ)

(神奈川県担当課：健康医療局医療保険課)

10 地域包括ケアシステムの構築に向けた

医療・介護提供体制の推進

1 地域医療介護総合確保基金の改善

【提案内容】

提出先 厚生労働省

基金の医療分については、事業区分Ⅱ及びⅣにも十分な額を配分するとともに、事業区分間の融通を認めること。あわせて、都道府県が年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付すること。

また、介護分については、介護保険制度導入以前の施設の大規模改修・改築を補助対象メニューに加えるほか、メニューに無いものや補助単価についても地域の創意工夫が活かせる仕組みにすること。

◆現状・課題

医療分は、事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備）に重点配分されている。本県では、2025年の必要病床数は約1万1千床増加、在宅医療等の必要量も約1.6倍増加と推計され、医療需要の増加に対応するために、病床の転換整備や稼働率向上が必要となるが、事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供）及びⅣ（医療従事者の確保）も同時に進めなければ、病床転換、新規整備や稼働率向上の取組みを進める医療機関における医療従事者不足、退院患者が十分な在宅医療を受けられないなどの事態が生じかねない。加えて内示の時期も例年7～10月と遅く、予定どおり新規事業が実施できないなどの影響も生じている。

介護分は、介護施設等の整備対象に既存の広域型特養の大規模修繕が含まれていないため、介護保険制度導入以前に開設された施設については、老朽化など既存設備等の維持が困難な状況であるが、たとえ地域に有用な施設であっても、当基金による支援を受けることができない。

また、介護ロボットについては、補助単価にも一律に上限が設定されているため、地域の実情や創意工夫を活かした取組が進みにくい状況がある。

◆実現による効果

医療分については、十分な額の配分により、在宅医療の推進や医療従事者の確保に必要な事業が実施できる。

また、介護分について、地域の実情に応じた多様なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの推進が期待できる。

（神奈川県担当課：健康医療局医療課、福祉子どもみらい局高齢福祉課）

2 保健・医療・福祉を担う人材の確保定着

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 本県の大学医学部の地域枠による臨時定員増について、令和3年度まで暫定延長が決まったところであるが、本県の医師確保・偏在対策として引き続き重要な枠組みであることから、令和4年度以降の取扱いについても、地域の実情や都道府県の意向に十分配慮して検討を進めること。
- また、医師の臨床研修制度における都道府県別の募集定員について、これを引き続き引き上げること。
- さらに、専門医制度において、都市部における一律の定員制限を見直すとともに、基幹施設が専攻医や指導医を採用するために必要な人件費等に対して財政支援を行うこと。

◆現状・課題

本県の医師数は、総数は全国3位だが、人口10万人当たりでは39位と下位となっているが、新たに導入された「医師偏在指標」では、「多数」でも「少数」でもない「中程度」の県として区分されており、国の見解によると、このままでは令和4年度以降、地域枠による医学部の臨時定員増が維持できなくなる。

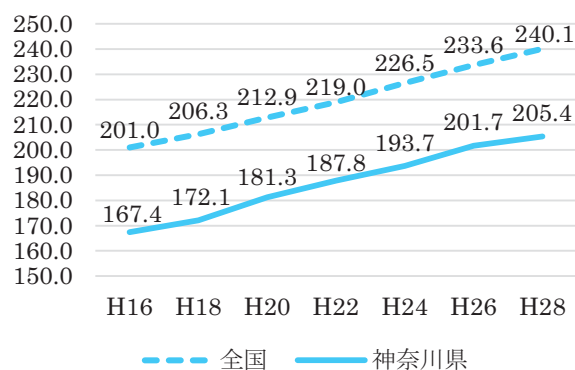
また、医師の臨床研修制度について、令和2年度から臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の設定権限が都道府県へ委譲されるが、都道府県への定員上限の設定は国に残ることから、地域の実情に応じて臨床研修医を確保できない。

さらに、専門医制度における募集定員は、都市部を対象に医師過剰として一律に削減されており、これは診療科の偏在対策を含む医師確保対策を講じる上で大きな支障となっている。

◆実現による効果

地域枠医師を継続して確保するとともに、臨床研修病院、専門研修機関病院等に研修医が増えることにより、医師不足及び医師の勤務環境改善につながり、地域偏在の解消に寄与する。

[人口10万人当たりの医師数の推移]



厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」(H16～H28)を基に作成

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

- (2) 福祉・介護ニーズの高度化・多様化に対応できる人材の確保・養成を図るため、人材層ごとの機能、役割を明確化するとともに、それを裏付ける教育・養成体系を早期に整備すること。

◆現状・課題

「介護福祉士」「研修等を修了し一定の水準にある者」「基本的な知識・技能を有する者」といった人材層の役割が混在しており、例えば、高度な専門性を有する介護福祉士が専門性を要さない配膳やベッドメイクなどの業務も行っているなど、限られた人材を有効活用できていない。そこで、意欲・能力に応じてキャリアアップを図り、キャリアに応じた役割を担うことができるようにするため、人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系を早急に整備する必要がある。

◆実現による効果

介護職員のキャリアパスの整備を促進し、介護人材の資質の向上や処遇改善につなげていくことにより、介護人材の確保・定着に向けた取組を促進することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局地域福祉課)

- (3) 看護職員の不足を解消し、実践力の高い人材を確保するため、**早期に准看護師養成を停止**すること。併せて、看護師養成カリキュラムを超高齢社会等のニーズに対応する養成課程の教育内容に見直すこと。

◆現状・課題

本県では、医療の高度化、専門化等に対応するためには、現在の准看護師養成課程の教育内容では困難と考え准看護師養成を停止したが、国においても早期に准看護師養成停止の方針を示す必要がある。また、看護師養成カリキュラムは、平成21年第4次改正により統合分野の創設、各分野での教育内容の充実等が図られたものの、少子高齢化に対応する老年看護学等の充実が十分ではないこと、小児・母性看護学における臨地実習先の確保が困難となっていることなどから、分野の統合等も含めた更なる見直しが必要である。

◆実現による効果

国が准看護師養成停止の方針を示すことにより、全国で准看護師養成から看護師養成への転換が図られ、医療の高度化、専門化等に対応できる看護師養成を行うことが可能となる。

少子高齢化に対応した看護師養成カリキュラムを見直す（例えば老年看護学実習を増、小児・母性看護学実習を減）ことにより、各養成施設において、安定して小児・母性看護学実習の実習先を確保するとともに、時代の求めに応じた看護基礎教育を実施することが可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局保健人材課)

- (4) 救急救命士の知識や技能を活用するため、**救急用自動車等以外の場所で業務が行えるよう、職域の拡大**について法整備を進めること。

◆現状・課題

現在、救急救命士の業務を行う場所は、救急用自動車等に限定されているが、約2万人については消防職員でないことから、大規模集客施設等で勤務している場合、行える行為に制約があり、その資格が活かせる状況ではない。このため、消防職員以外の有資格者の能力を活用し、病院前救護（病院到着前の救急救命処置）を推進するため、その他の場所でも業務が行えるなどの法整備を進める必要がある。

◆実現による効果

病院前の救護体制が強化されることにより、安全・安心の確保の充実が図られる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

- (5) 医療人材の負担を軽減するため、これをサポートする**医療クラーク（医師事務作業補助者）**や、**AI等の最先端のテクノロジーの活用を進めること。**

◆現状・課題

医療の現場においては医師や看護師をはじめとする様々な専門職種が従事しているが、日々の業務の中で煩雑かつ大量の書類作成や事務手続きに追われ、長時間労働の一因となっている。

こうした状況を改善し、限られた医療人材で効率的かつ質の高い医療サービスを提供するためには、医療人材が処理する大量の事務作業を補助する「医療クラーク」の活用を進めるべきである。

そのためには、「医療クラーク」の活用に対する診療報酬のさらなる充実が必要である。

また、IoT、AI、ロボット等、最先端のテクノロジーを医療サービスに活用することは、効率的・効果的で質の高い医療の提供に加え、医療人材の勤務環境の改善にもつながることが期待される。

そこで、医療サービスにおける、医療人材をサポートする最先端のテクノロジーの活用促進に向け、研究開発に係る財源措置を充実するとともに、診療報酬での制度的対応も含め取組を進める必要がある。

◆実現による効果

医療クラークの活用を促進することにより、医療人材の事務作業の負担を軽減し、限られた医療人材で効率的かつ質の高い医療提供サービスが可能となる。

また、テクノロジーの活用促進を図ることで医師の負担軽減や見落とし率の低下などの効果が期待される。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

3 介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 質の高い介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を促進するため、要介護状態の改善につながる取組や職員の定着、資質向上の取組を介護報酬で評価する等、**事業所に対してインセンティブが働く仕組みを構築すること。**

◆現状・課題

介護保険制度は、要介護認定者について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることが目的であるが、現在の制度では、要介護度に応じて報酬が設定されており、要介護度を改善させた場合、報酬は減少してしまう。

事業者が行う質の高い介護サービスが適切に評価される仕組みを構築し、介護従事者の資質向上や定着確保に向けてインセンティブが働くようにする必要がある。

◆実現による効果

要介護度の改善につながる質の高いサービスや、介護従事者の資質向上、定着に向けた取組を積極的に評価することで、より質の高い事業者、介護従事者の増加、ひいては介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳の保持が可能となる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

(2) 介護保険における地域区分については、賃金水準に即したものとなるよう、県内一律とすること。

◆現状・課題

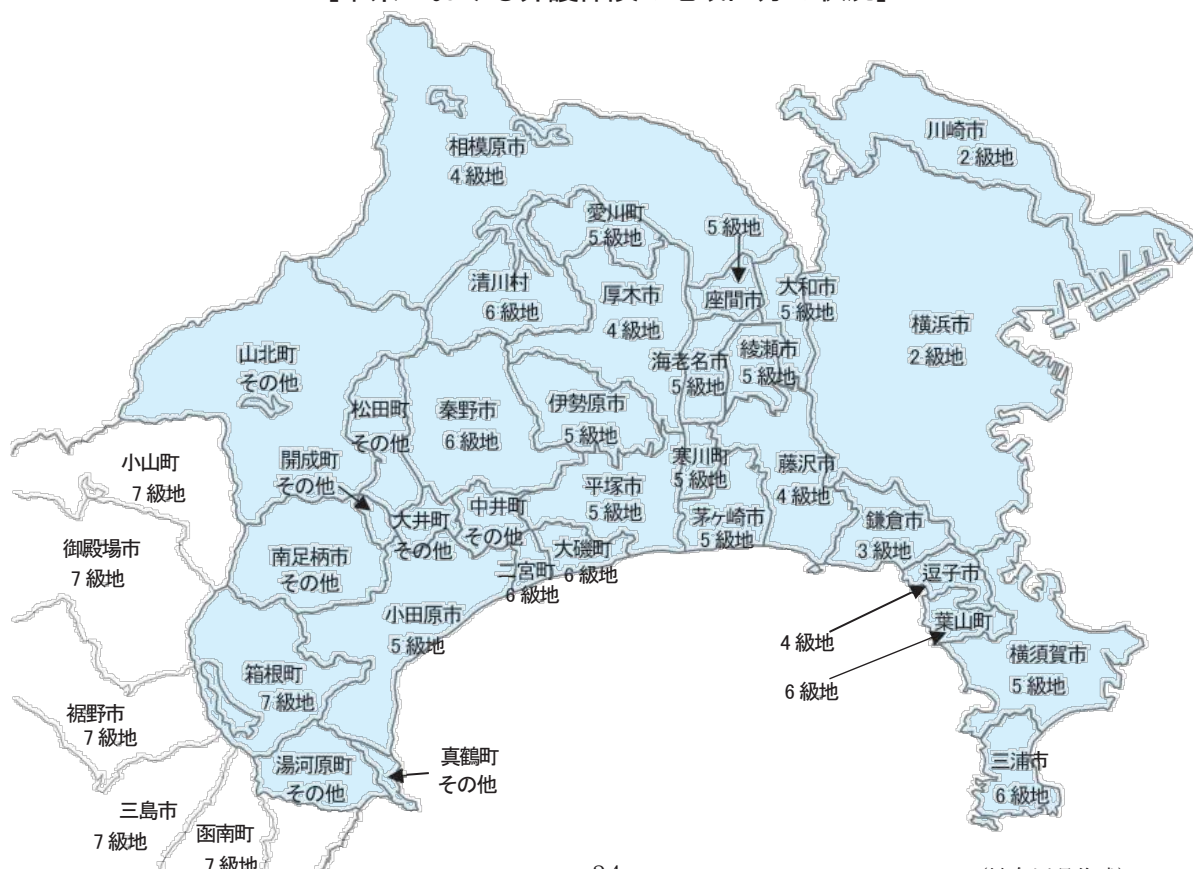
本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は2級地からその他区分まであって、2級地に5級地が隣接するなど、非常に混在している。このため、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しが必要である。

◆実現による効果

地域区分を地域の実情に沿って見直すことで、介護保険事業所の経営安定化や人材確保につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

[本県における介護保険の地域区分の状況]



11 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し

1 共生社会の実現に向けた積極的な取組について

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

誰もがその人らしく暮らすことのできる**共生社会の実現**に向けて、国においても、障害者週間における広報などの取組のより一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供について様々な場面や手法による**普及啓発の強化**等を行うこと。

◆現状・課題

平成 28 年 7 月 26 日に、神奈川県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生した。

このような事件が二度と繰り返されないよう、本県では、共生社会の実現に向け、平成 28 年 10 月 14 日に本県議会の議決を得て、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のあらゆるメディアを活用して憲章の理念の普及推進に取り組んでいる。取組の中では、事件が発生した日を含む一週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と位置付け、広報活動を集中的に行うほか、既存のイベントと連携した憲章の理念の普及啓発などを継続的に実施しており、こうした取組を引き続き行っていくことが重要と認識している。

内閣府の「障害者に関する世論調査」によると「共生社会」を知っている人の割合は、45%程度に留まっている。また本県の県民ニーズ調査（平成 30 年 10 月実施）では、障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると答えた人の割合は、50%近い結果となっている。

本県では、こうした動向も踏まえ憲章の理念の普及に取り組んでいるところだが、共生社会の実現は本県だけの課題ではなく、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題である。

◆実現による効果

共生社会の実現に向けた理念の普及啓発と、障がい者の活動や社会への参加を妨げる障壁（バリア）を取り除くための取組を全国的により一層充実して行うことで、社会全体で障がい福祉への理解が深まることになり、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会が実現する。

Q1. 障害を理由とする差別や偏見があると思うか？

ある (83.9%)	ない (14.2%)
------------	------------

Q2. 障害者週間を知っているか？

知らない (76.1%)	知っている (23.9%)
--------------	---------------

Q3. 共生社会という考え方を知っているか？

知らない又は言葉だけ (53.3%)	知っている (46.6%)
--------------------	---------------

(内閣府「障害者に関する世論調査」(H29.8)を基に作成)



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生社会推進課、障害福祉課)

2 障がい福祉施策に係る超過負担の解消

【提案内容】

提出先 厚生労働省

障がい福祉施策における**地域生活支援事業**について、事業量に見合った予算措置がされておらず、**市町村の超過負担が恒常化**していることから、**国において必要な財源措置**を行うこと。

特に、地域生活支援事業に位置付けられた事業のうち、移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等の個人向け給付事業は、確実な財源措置がなされるよう、負担金事業とすること。

◆現状・課題

本県における平成 29 年度の市町村の超過負担額は 34 億円に達し、特に移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等は、市町村地域生活支援事業費に占める割合が高く、超過負担の大きな要因となっており、サービスの維持に支障をきたすおそれがある。

令和元年度の国予算額は総額 2 億円増額したものの、依然として超過負担解消には至っていない。

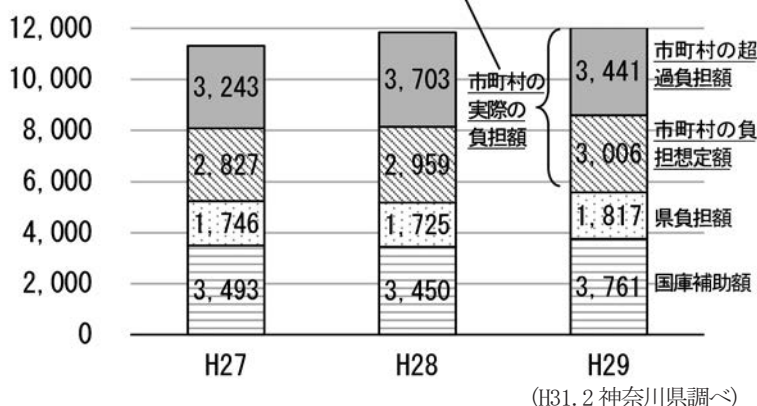
◆実現による効果

負担金事業化するなど、確実な財源措置を行うことにより、市町村の財政力に左右されない、安定的なサービス供給が図られる。

[本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移(決算額)]

(単位：百万円)

市町村の実際の負担額は、負担想定額の約 2 倍



(H31.2 神奈川県調べ)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

3 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 厚生労働省

子育て世帯や重度障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児、ひとり親及び身体・知的・精神の重度障がい者への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに全面廃止すること。

◆現状・課題

子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度は、すべての都道府県並びに市町村が単独事業として実施しているが、その実施内容を見ると、地域の財政力などによりサービス水準に格差が生じている。本来、このような医療費助成制度は国民の生命と健康に直接関わるものであり、国の責務として、全国一律の制度を創設すべきである。

また、現在、地方自治体がこうした助成を行った場合、国保国庫負担金の削減措置が行われているが、平成 30 年度から、未就学児に限って削減措置が廃止されることとなった。平成 29 年度、本県の削減額は約 44 億円であり、市町村の国保財政に多大な影響を与えていることから、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度が全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国保国庫負担金の削減措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、子ども家庭課、健康医療局医療保険課)

Ⅶ 教育・子育て

12 子ども・子育て応援社会の推進

1 待機児童対策の一層の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

- (1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のため必要とされる1兆円ベースの財源のうち、財源措置の方針が示されていない0.3兆円ベースの財源についても早急に確保し、本来、新制度が目指すべき質の向上を図ること。

◆現状・課題

子ども・子育て支援新制度において、国の令和元年度当初予算では、必要とされる財源1兆円のうち、消費税増税分以外で財源措置するとしている0.3兆円ベースの財源については、保育士等の処遇改善の経費など、一部の項目が措置されたのみである。

◆実現による効果

0.3兆円ベースの財源確保により、1歳児の職員配置や4・5歳児の職員配置の改善等が実施される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (2) 子ども・子育て支援新制度が目指す待機児童ゼロを実現し、子育てしやすい環境を整えるため、保育所整備にかかる補助率のかさ上げを継続するとともに、幼稚園の活用など多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに対する地方への財政的支援を継続の上、拡充すること。

◆現状・課題

本県における保育所等利用待機児童数は平成30年4月1日時点で867人であり、またいわゆる潜在的待機児童数は8,017人に上り、幼児教育無償化に伴う保育ニーズの増加も予想されることから、今後も継続した保育の受け皿の整備が求められている。保育所等の整備に関する補助率のかさ上げ(1/2→2/3)を継続するとともに、平成30年度に創設された幼稚園における2歳児預かりについて、運営費支援の充実と改修費補助の創設が必要である。

◆実現による効果

保育所等の整備に関する地方への財政的支援の拡充により、保育ニーズの受け皿の整備が一層進む。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (3) 今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があることから、保育士の処遇について、他の職種との給与水準を踏まえた改善を図ること。

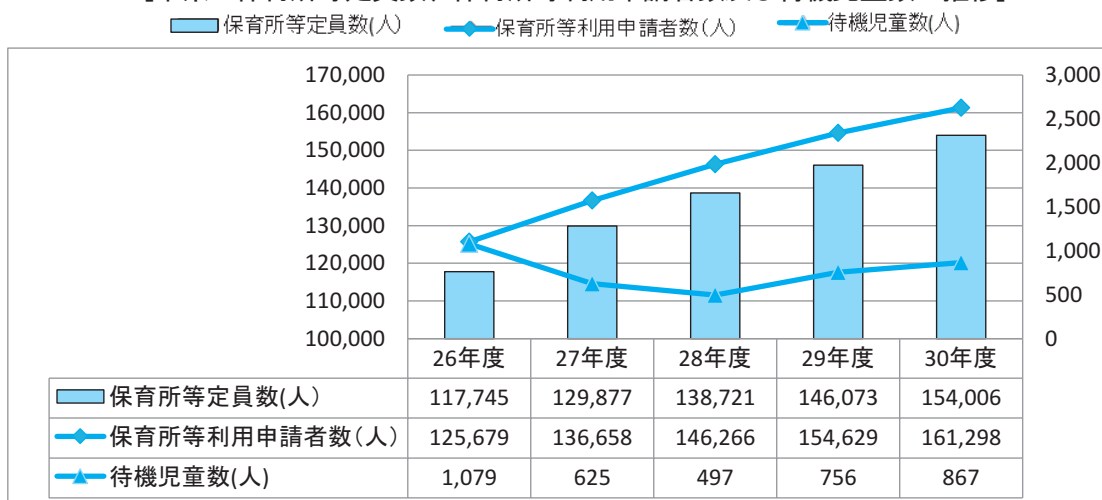
◆現状・課題

保育士の処遇については、平成29年度は、一定の知識・経験を有する者への月額4万円の追加的処遇改善が図られたものの、対象者数に上限があり全員に行き渡っていない。保育士の賃金は、全職種の平均と比較して月額11万円程度低額となっており、保育士の確保のためには、保育士の給与水準の更なる改善が必要である。

◆実現による効果

保育士の給与水準が全職種平均まで改善されることにより、保育士への就業希望者が増え、保育士不足の解消が進む。

[本県の保育所等定員数、保育所等利用申請者数及び待機児童数の推移]



※ 数値は各年度4月1日時点のもの。(厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(H26～30年)を基に作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

2 児童虐待防止対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置について、国の責任において、十分な確保・育成対策並びに財政措置を講じること。

◆現状・課題

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっている。

そのため、国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を決定するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、児童相談所の体制や専門性の強化等に取り組むこととした。

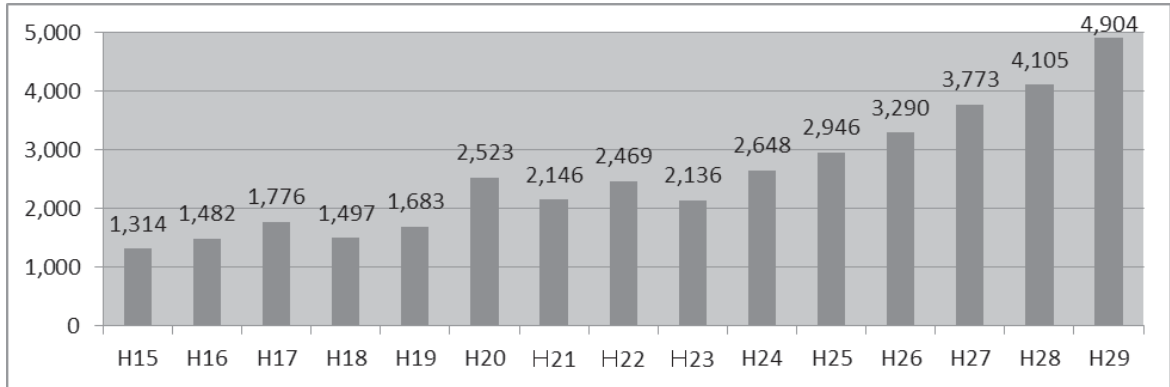
さらに、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を決定し、体罰の禁止や児童相談所の体制強化などを図るための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出している。

本県では、これまで、児童福祉司や児童心理司等の確保や職員の専門性の向上に取り組んできたが、特に虐待相談対応件数も多く、これらの職員の確保・育成が非常に困難であり、国における確保・育成が必要である。

◆実現による効果

児童相談所の体制及び専門性の強化が図られることにより、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を確保するとともに、市町村への支援の強化が図られる。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成18年4月に横須賀市、平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

3 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

生活困窮が強く懸念されるひとり親家庭などへの子どもの貧困対策については、経済的な支援を実施するとともに、教育、生活及び保護者に対する就労の各支援施策において、国を挙げた総合的な対策を強力に推進すること。

また、貧困の状態にある子どもに対する支援施策については、地方の意見を聴取し、柔軟な制度とするとともに、地方への財政的支援を拡充すること。

◆現状・課題

子どもの貧困については、その前提として親の貧困があり、非正規雇用の低賃金など、社会構造全体に及ぶ課題である。特にひとり親家庭は、非正規雇用の割合が高く、本県が実施したひとり親家庭アンケート調査結果（平成28年8月）によると、家族全体の過去1年間の年収として、200万円未満が44.6%、過去1年間に経済的理由のために公共料金の支払いができなかった、または滞ったことがあるという回答が26.9%など、経済的に厳しい状況に置かれている。

子どもたちが生まれ育った環境によってその将来が左右されることのないよう、また、貧困が連鎖することのないよう、子育て支援に関する情報提供の充実や子どもの居場所づくりなど、子どもの貧困対策を一層推進するため、国を挙げた取組の充実が急務である。

また、子どもの貧困対策を進めるにあたっては、子どもに身近な市町村による地域の実情に合わせた取組みや都道府県による広域的な取組みを進めることが重要であり、たとえば対象をひとり親家庭の子どもに限定しないなど、活用しやすい柔軟な制度とするとともに、地方への財政的支援を拡充する必要がある。

◆実現による効果

子どもの貧困対策の取組の強化により、経済的支援に加え、教育、生活及び保護者に対する就労の各支援がより一層推進され、「子どもたちが、自分の将来に希望を持てる社会の実現」につながる。

[本県の生活保護を受けている母子世帯数の推移]

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
母子世帯数(世帯)	8,567	8,993	9,106	9,067	9,074	8,848	8,372

※数値は各年度の平均（「神奈川県的生活保護」（H30.9）を基に作成）

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども支援課)

VIII 県民生活

13 拉致問題の早期解決

1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現

【提案内容】

提出先 内閣官房、外務省

(1) 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、米国、韓国、中国及びロシアをはじめ国際社会と連携・協調し、**拉致問題の徹底的な全容解明と特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。**

◆現状・課題

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから、既に16年が経過した。拉致被害者の帰国を待つ御家族の高齢化も進み、残された時間は非常に少なく、家族会並びに救う会からも「全拉致被害者の即時一括帰国」が強く求められており、早期帰国の実現が必要である。

平成26年7月、北朝鮮は拉致被害者を含むすべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した（ストックホルム合意）。しかし平成28年、北朝鮮による核実験の実施や弾道ミサイルの発射等挑発行為が続き、日本政府が独自制裁を強化したことを受け、北朝鮮は包括的調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方向的に宣言した。平成30年の平昌オリンピックを契機に、北朝鮮は南北融和路線に転換し、体制の保証と制裁緩和を求め、中国、韓国、米国及びロシアと相次いで首脳会談を開催している。2回の米朝首脳会談で拉致問題が提起されたが、最終的には日朝首脳間の直接対話により解決しなければならない。

拉致問題は、日本と北朝鮮との関係にとどまらない国際的な人権侵害問題であることから、米国、韓国、中国及びロシアをはじめ国際社会と連携して取組を進める必要がある。

また、安否不明者の生存確認など、北朝鮮による拉致の可能性が排除できない特定失踪者にまで拉致問題の取組を広げる必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決及び拉致被害者等の帰国により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。



(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

(2) 「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、日朝政府間協議に臨むとともに、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持し、**拉致問題の全面解決を粘り強く迫ること。**

◆現状・課題

外交交渉や制裁措置の実施にもかかわらず、拉致問題はいまだに解決していない。政府は、「対話と圧力」、「行動対行動」を基本姿勢として、拉致問題の全面解決に向けて、北朝鮮の行動を促す圧力となるような方策を講じ、事態の打開を図る必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (3) 北朝鮮に不測の事態が発生した場合に備え、**拉致被害者等の救出及び安全確保**のため、関係諸国や国際機関等と連携し、適切に対応できるよう準備を進めること。

◆現状・課題

北朝鮮は、組織的、広範かつ深刻な人権侵害を行っており、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会」報告書においても非難されている。また、北朝鮮は平成29年の核実験実施、弾道ミサイル発射の後、平昌オリンピックを契機に対話路線に転換しているが、朝鮮半島を巡る情勢には今後とも注視する必要がある。

国際社会が北朝鮮に対する国連安保理決議に基づく措置に取り組む中、北朝鮮は体制維持のため、厳しい対応を行っており、万が一が体制が崩壊するなど不測の事態が発生した場合、拉致被害者等邦人の救出及び安全確保が課題である。

◆実現による効果

北朝鮮に不測の事態が生じた場合、円滑な邦人の救出及び安全確保が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (4) **拉致問題を風化させないための取組をより一層強化すること。**

◆現状・課題

拉致問題は、発生から40年以上の長い年月が経過しており、拉致被害者等の御家族の高齢化も進んでいる。解決に向けては、国民の世論を盛り上げ、交渉の後押しをしていく必要がある。しかしながら、問題発生から長い年月が経過しているため、絶えず世論を盛り上げ維持していくためには、粘り強い啓発活動を実施していく必要がある。

○平成30年度拉致問題に関する本県の主な取組

1 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会

- ・年月日 平成30年10月14日～平成31年3月5日の間 計5回
- ・場所 県内5か所
- ・参加 494人

2 「すべての拉致被害者救出を！」めぐみさんと家族の写真展

- ・年月日 平成30年12月9日
- ・場所 新都市プラザ
- ・内容 横田めぐみさんと家族の写真展、神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル展示、アニメめぐみの上映、横田早紀江さんビデオメッセージ、特定失踪者御家族の訴え、横田めぐみさんの同級生の吉田直矢さんコンサート等

3 神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル等の展示

- ・期間 平成30年4月～平成31年3月
- ・場所 60か所（県民利用施設や県内市役所ロビーなど全市町村で実施）

4 拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓いー奪還ー」寒川町公演

- ・年月日 平成30年10月11日
- ・場所 寒川町民センター ホール
- ・参加 約700人

5 拉致問題啓発タペストリー（縦1.5m×横9.4m×2枚）の掲出

- ・掲出期間：平成30年10月5日からめぐみさんの帰国まで
- ・場所：県庁エネルギーセンター棟 2階フェンス

◆実現による効果

拉致問題の風化を防止し、解決に向けた国民世論が喚起される。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

14 ヘイトスピーチ対策の推進

1 ヘイトスピーチ対策の推進

【提案内容】

提出先 法務省、総務省

平成 28 年 6 月にヘイトスピーチ解消法が施行され、本県も同法に規定された責務に基づきヘイトスピーチの解消に係る取組みを進めているところであるが、当該法律にはヘイトスピーチの規制に関する条項は盛り込まれておらず、現在もヘイトスピーチは後を絶たない。この問題は日本国憲法が保障する「表現の自由」などの配慮も必要であるため、自治体ごとの判断に委ねるのではなく、全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう、**実効性のある法律への見直し**が必要である。

また、インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど**拡散防止に係る法改正等**を要望する。

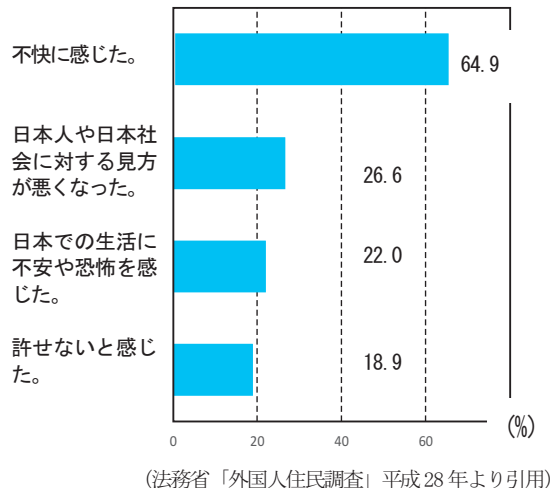
◆現状・課題

ヘイトスピーチを伴うデモは、ヘイトスピーチ解消法制定以後、本県内では鎮静化傾向であるが、街頭宣伝活動やインターネット上での差別表現を伴う書き込みは、依然として活発であり、当事者（外国籍県民）の心をむしばんでいる。こうした状況を改善するためには国による対応が必要である。

◆実現による効果

ヘイトスピーチにさらされている当事者の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現と、県民一人ひとりの外国人に対する人権尊重の機運の定着が図られる。

外国人を排除するなどの差別的なデモ、街頭宣伝活動を見聞きして、どのように感じたか。
(複数回答可)



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局人権男女共同参画課)

Ⅸ 県土・まちづくり

15 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

1 幹線道路網の整備と活用

【提案内容】

提出先 国土交通省

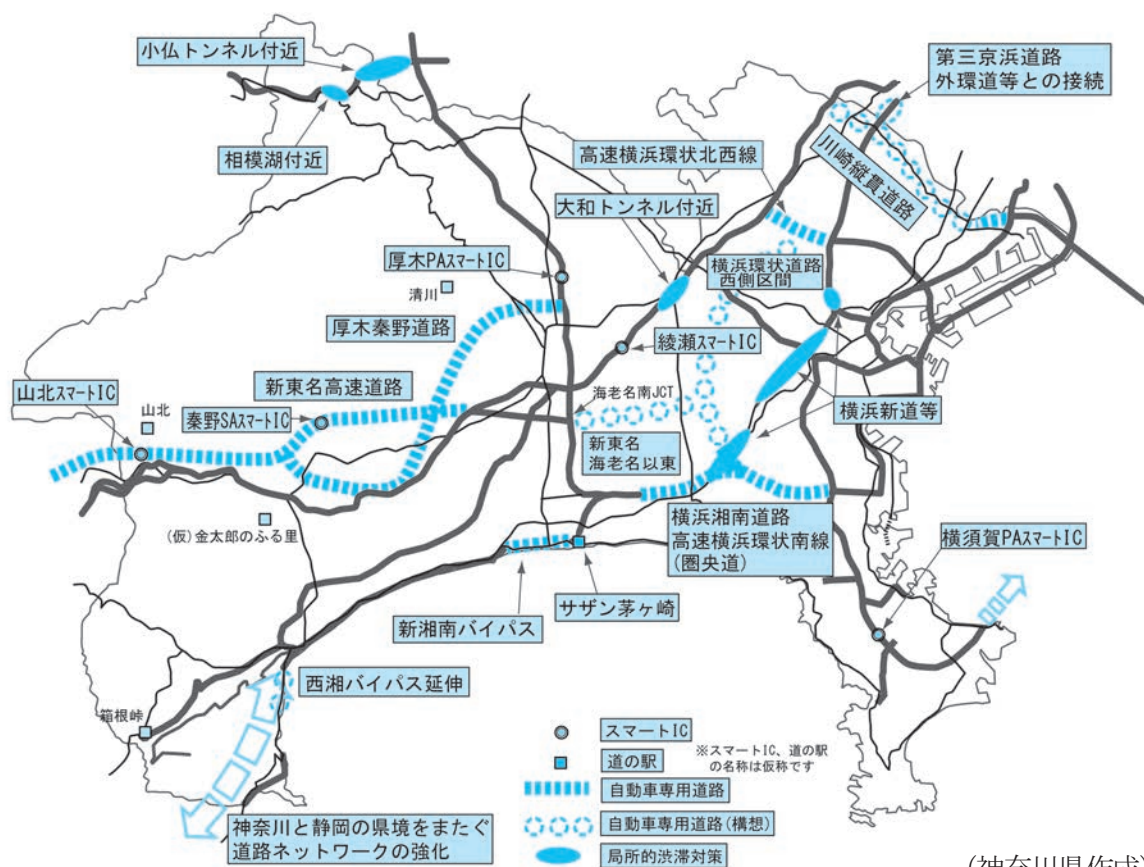
- (1) 一層の観光振興や生産性の向上を実現していくため、「新東名高速道路」、「横浜湘南道路・高速横浜環状南線（圏央道）」、「高速横浜環状北西線」及び「厚木秦野道路」の早期整備を図ること。また、新東名高速道路の全線6車線化の実現や海老名以東の計画の具体化を図ること。
- (2) 高速道路ネットワークを最大限活用できるよう、東名高速道路などの局所的な渋滞対策やスマートICの早期整備を図ること。
- (3) 高速道路ネットワークと一体となって地域の交流連携を支える幹線道路の整備や、地方創生の拠点となる道の駅の整備を推進するために必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

首都圏機能の一翼を担う本県の道路網は、人口や都市機能の集積に比して整備が十分とは言えず、円滑で安定的な経済活動を支える幹線道路網の整備が急務となっている。

◆実現による効果

広域的な交通利便性の向上などにより、本県はもとより、首都圏全体の経済の好循環が図られる。また、災害時における応急活動などを支える基盤の充実強化が図られる。



（神奈川県担当課：県土整備局道路企画課）

2 鉄道網の整備促進

【提案内容】

提出先 総務省、国土交通省

- (1) リニア中央新幹線については、整備を促進するとともに、神奈川県駅（橋本）周辺のまちづくりについても、重点的かつ積極的に地方自治体へ支援を講じること。
- (2) 寒川町倉見地区の東海道新幹線新駅や藤沢市村岡地区の東海道本線新駅等の実現を図るため、駅整備に要する地元自治体の負担を軽減する制度整備や確実な予算措置を講じること。
- (3) 相鉄いずみ野線の延伸、相模線の複線化、東海道貨物支線の貨客併用化、小田急多摩線の延伸など、神奈川の拠点づくりを支える鉄道整備について、公的支援を拡大すること。

特に、既存路線の延伸などにより、新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業については、国による助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築を図ること。

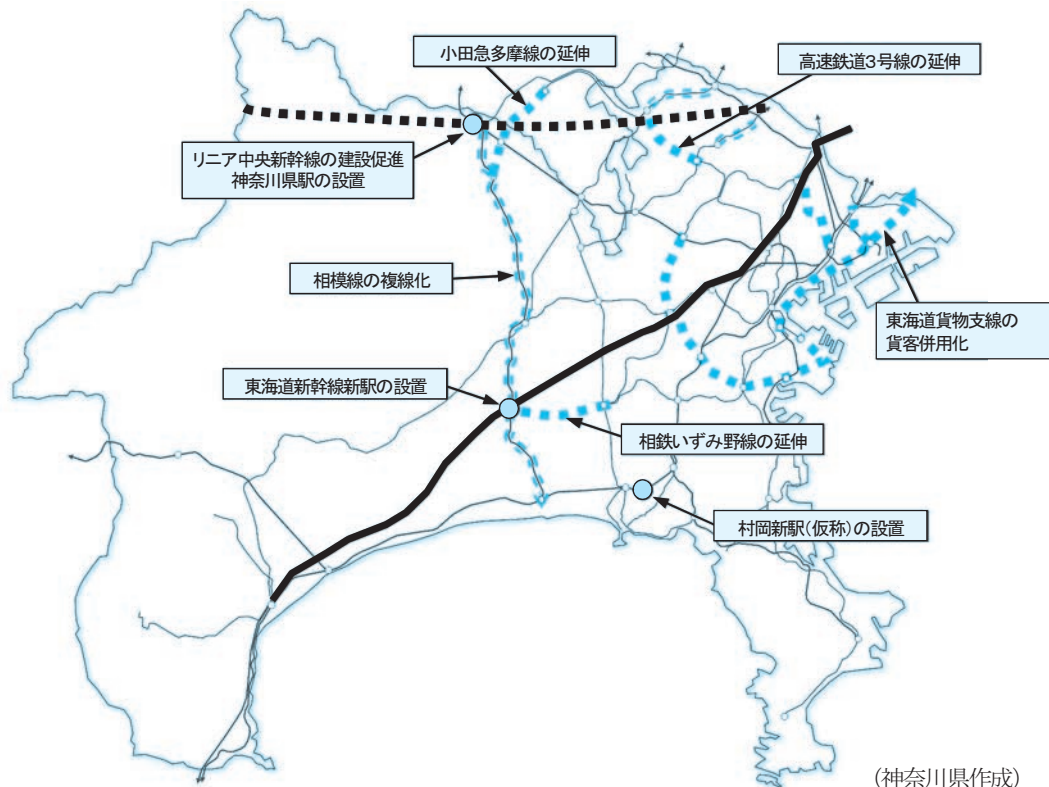
◆現状・課題

全国との交流連携の窓口をはじめ、首都圏の玄関口となる本県において、様々な拠点づくりを支え、その効果を広く波及させるため、利便性の高い鉄道網の形成が必要である。

◆実現による効果

東京都心への過度な一極集中を改善し、災害リスクや人口減少などの課題を首都圏全体で受け止めることにより、都市機能の向上や国際競争力の強化などに大きく寄与する。

《鉄道網構想図》



(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課、交通企画課)

3 新たなモビリティサービスの取組促進

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

少子高齢化、人口減少社会の到来する中で、高齢者や障がい者、訪日外国人を含む、あらゆる人がどこでもシームレスかつ自由に移動でき、コミュニティの活性化が図られる社会を、移動面から実現するため、地方や民間事業者が行う取組について支援を行うこと。

また、国として具体的な施策を推進し、地方の意見を聴きながら、国や民間事業者、自治体等と相互に連携できる仕組みを構築すること。

さらに、ICT・AI等を活用し、渋滞を解消するなど交通基盤をより使いやすくする取組を推進すること。

◆現状・課題

少子高齢化の進展に伴い、本格的な人口減少社会の到来が見込まれる中、公共交通サービスの需要の低下によるバス路線等の廃止、障がい者や運転免許返納後の高齢者の移動不安などのモビリティの課題により、コミュニティが希薄化し、社会・まちの衰退が懸念される。

今後、高齢者や障がい者を含むあらゆる人の交流を促進するため、駅やバス停などと目的地や利用者の自宅の間を含め、シームレスかつ自由に移動することで、安心して、元気にいきいきと暮らせる社会を実現する必要がある。

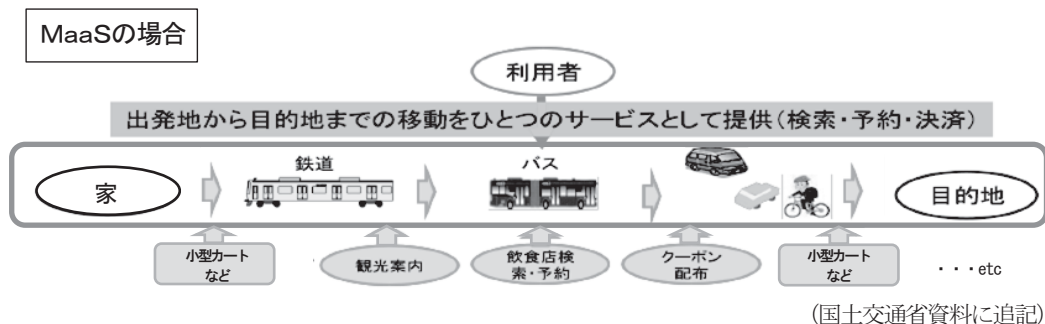
国は、地方や民間事業者などが行う取組が円滑に進むよう支援を行うとともに、具体的な施策の推進や、国や民間事業者、自治体等と相互に連携できる仕組みを、地方の意見を聴きながら構築する必要がある。

また、国は、観光地周辺などで広域的に発生する渋滞を解消し、円滑な移動を確保するため、ICT・AI等の技術を活用し、渋滞の発生予測や、予測結果に基づき人や車の流れを最適化する検討を進めており、引き続き、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、渋滞を解消するなど交通基盤をより使いやすくする取組が必要である。

◆実現による効果

近年、IoTやAIなどを活用した新たなモビリティサービスの取組が進められ、これらの技術を活用することにより、モビリティの課題を解決し、あわせて、IoT・AIなどを活用した交通の最適化、運転業務の人手不足への対応、訪日外国人に優しい移動が図られ、コミュニティが活性化した豊かな社会の実現が期待される。

・新たなモビリティサービスの例



※ MaaS・・・Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

県の取組

【民間事業者とMaaSの推進等に関する「包括連携協定」を締結】



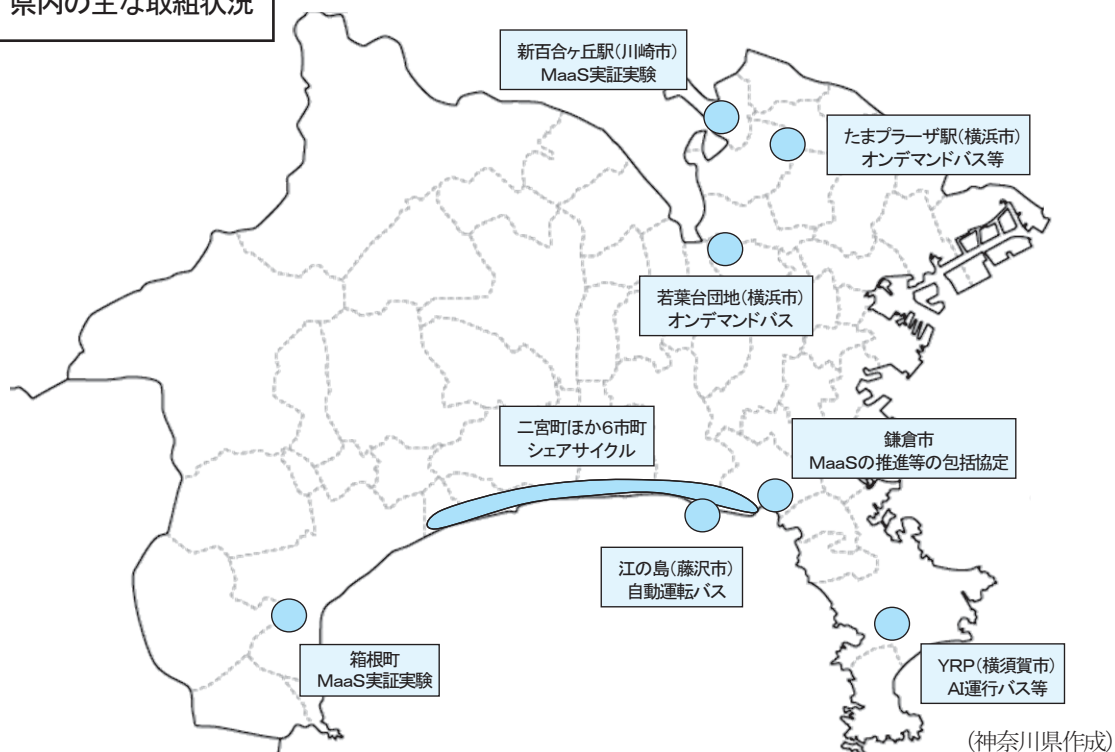
【江の島における自動運転バスの実証実験】



【ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジ2019 キックオフセレモニー】



県内の主な取組状況



(神奈川県担当課：県土整備局交通企画課、道路企画課)

16 県営住宅の健康団地への再生

1 コミュニティ活性化のための県営住宅の建替えの推進

【提案内容】

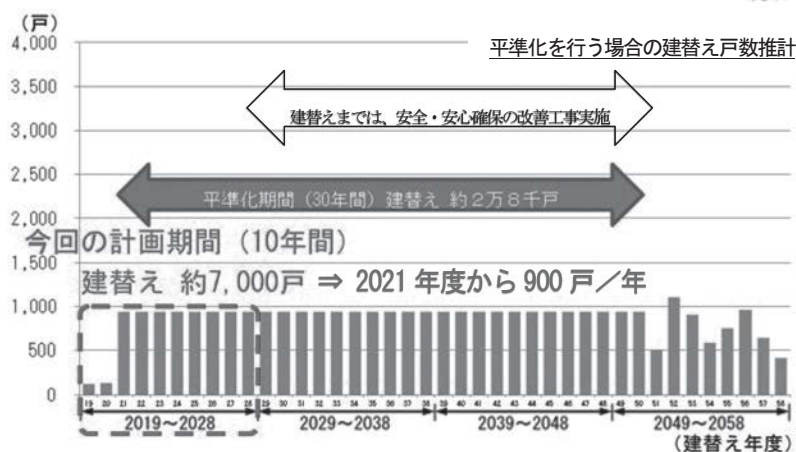
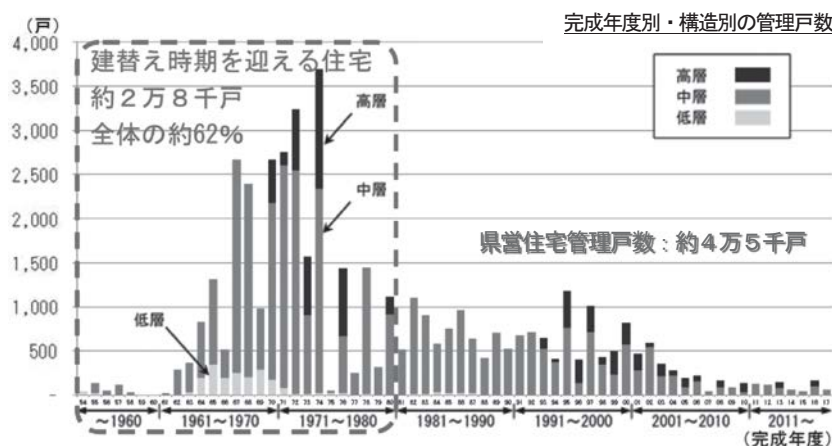
提出先 国土交通省、財務省

- (1) 老朽化した県営住宅について、バリアフリー対応及び居住環境の改善のため、法定耐用年限までに建替えできるよう、公営住宅の建替えに対する予算枠を拡大すること。
- (2) 人生 100 歳時代において、県営住宅をコミュニティ活性化の拠点として、「だれもが健康で安心していきいきと生活できる『健康団地』へと再生する」建替え事業について交付金を重点配分すること。

◆現状・課題

- (1) 県営住宅では、施設の老朽化などから、年々、空き家が増加しているため、家賃収入が減少し、施設整備が計画通りに進まないといった悪循環に陥っている。

特に建替え時期を迎える住宅約 2 万 8 千戸は、住戸面積が狭くエレベーターもないことから建替えが必要であるが、法定耐用年限までに建替えを終えるには、これまでの、建替えペース年間 100 戸程度を、900 戸程度まで大幅に増加させる必要があるため、PFI の導入や余剰地処分金の活用など効率的な事業展開を図りながら、建替えを推進する必要がある。



(2) 県営住宅では、入居者の高齢化率が約45%と著しく進行し、コミュニティの活力が低下しており、県営住宅をコミュニティ活性化の拠点として、健康団地へと再生するため、団地全体をバリアフリー化し、コミュニティルームやコミュニティ広場を整備する建替え事業について、交付金の重点配分が必要である。

<コミュニティルームの整備イメージ>

入居者、近隣住民、福祉団体等との交流拠点としての活用、コミュニティカフェや、高齢者や子育て向けサービスの誘致などを進める。

<コミュニティ広場の整備イメージ>

だれもが手軽にストレッチや簡単な筋力トレーニング等ができる健康遊具や、ウォーキングコース、共同花壇・菜園、移動販売車スペース、かまどベンチ、防災パーゴラ、マンホール型トイレ、防災倉庫等の防災施設などの整備を進める。

◆実現による効果

県営住宅を「健康団地」へと再生することにより、地域全体のコミュニティ活性化の拠点として持続的に役割を果たすことができる。

(神奈川県担当課：県土整備局公共住宅課)

2 地域経済活性化につながるPFI事業の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

県営住宅の建替えにおいて、地域の安全・安心を支える地元企業の参画を促進するため、PFI事業に地元企業が積極的に参画できるよう、資金調達のサポートなどの環境整備を行うこと。

◆現状・課題

PFI事業は、民間投資の誘発を促進するものとして有効であるが、県営住宅の建替えについては、事例やノウハウが少なく、地元企業が参画しにくいいため、資金調達のサポートや、事業者連携、企画力向上の支援などが必要である。

◆実現による効果

地元企業の参画による県営住宅の建替えを推進することで、地元企業の受注機会を増やし、地域経済の活性化につなげることができる。

(神奈川県担当課：県土整備局公共住宅課)

3 安全・安心確保や長寿命化に向けた改善工事の推進

【提案内容】

提出先 国土交通省、財務省

今後30年間で平準化して建替えを進める中で、着手までに時間がかかる団地についても、入居者の安全・安心確保や施設の長寿命化に努めるため、改善工事に対する予算枠を拡大すること。

◆現状・課題

県営住宅では、建設後50年以上の住戸が全体の約6割(約2万8千戸)に達するが、今後30年間で平準化して建替えを進める中で、着手までに時間がかかる団地については、屋上防水工事などの改善工事の実施も急務となっている。

◆実現による効果

改善工事を適切に実施することにより、入居者の安全・安心と住宅ストックの長期有効活用が図られ、持続的にセーフティネットの役割を果たすことができる。

(神奈川県担当課：県土整備局公共住宅課)

参 考 1

「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項 府省別一覧

内閣官房

- 5 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 13 拉致問題の早期解決

内閣府

- 1 地方税財政制度の改革
- 2 SDGsの推進
- 5 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 6 基地対策の推進
- 11 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し
- 12 子ども・子育て応援社会の推進
- 15 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上
- 16 県営住宅の健康団地への再生

総務省

- 1 地方税財政制度の改革
- 8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 9 健康・長寿社会の実現
- 14 ヘイトスピーチ対策の推進
- 15 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

消防庁

- 5 大規模災害対策の推進

法務省

- 14 ヘイトスピーチ対策の推進

外務省

- 2 SDGsの推進
- 6 基地対策の推進
- 13 拉致問題の早期解決

財務省

- 1 地方税財政制度の改革
- 3 分散型エネルギーシステムの構築
- 5 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 16 県営住宅の健康団地への再生

文部科学省

- 5 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 12 子ども・子育て応援社会の推進

厚生労働省

- 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 9 健康・長寿社会の実現
- 10 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進
- 11 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し
- 12 子ども・子育て応援社会の推進

農林水産省

- 4 資源循環の推進
- 8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

経済産業省

- 3 分散型エネルギーシステムの構築
- 4 資源循環の推進
- 5 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進

資源エネルギー庁

- 3 分散型エネルギーシステムの構築

国土交通省

- 3 分散型エネルギーシステムの構築
- 5 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 15 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上
- 16 県営住宅の健康団地への再生

気象庁

- 5 防災・減災、国土強靱化対策の推進

環境省

- 4 資源循環の推進

原子力規制庁

- 5 防災・減災、国土強靱化対策の推進

防衛省

- 6 基地対策の推進

参 考 2

「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項
神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略関連項目一覧

令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案	神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略
II SDGs 2 SDGsの推進	全ての項目に関連
III エネルギー・環境 3 分散型エネルギーシステムの構築	基本目標1(3) エネルギー産業 基本目標2(2) 神奈川モデルのショーケース化
V 産業・労働 7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進	基本目標1(1) 未病産業 (5) 産業創出・育成 基本目標2(2) 神奈川モデルのショーケース化 基本目標4(1) 健康長寿のまちづくり
VI 健康・福祉 9 健康・長寿社会の実現 10 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	基本目標3(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援 基本目標4(1) 健康長寿のまちづくり 基本目標4(1) 健康長寿のまちづくり
VII 教育・子育て 12 子ども・子育て応援社会の推進	基本目標3(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援

<p>IX 県土・まちづくり</p> <p>15 広域交通ネットワークの整備促進と 交通利便性の向上</p> <p>16 県営住宅の健康団地への再生</p>	<p>基本目標 4 (3) 交通ネットワークの充実</p> <p>基本目標 4 (1) 健康長寿のまちづくり</p>
--	--



神奈川県

政策局自治振興部広域連携課（内線 3152 ～ 3155）

横浜市中区日本大通 1 〒 231-8588 電話 (045) 210-1111（代表）